

1 地方公共団体コード						7 表番号	
4	3	2	0	5	9	0	1

令和5年度土地に関する概要調書報告書
第1表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名 熊本県

市 町 村 名 水俣市

区 分 個 人 ・ 法人の別		(1)	(2)	(3)
		行 番 号	総 数 (人)	法定免税点未満 の も の (人)
		9	12 (イ)	19 (イ) - (ハ) (ロ) 26 (ハ) 32
個 人		0 1 0	13,817	4,860
法 人		0 2 0	404	50
計		0 3 0	14,221	4,910

1 地方公共団体コード					7 表番号		
4	3	2	0	5	9	0	2

第2表 総括表

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

区 分 地 目			行 番 号	(1) (2) (3) (4)				(5) (6) (7)			(8) (9)		(10)	
				地 積				決 定 価 格			課 税 標 準 額			
				非課税地積	評価総地積	法定免税点未満のもの(ロ)-(ニ)	法定 免 税 点 以 上 の も の	総 額	法定免税点未満のもの(ホ)-(ト)	法 定 免 税 点 以 上 の も の	総 額	法定免税点未満のもの(チ)-(ヌ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の	
			9	12 (㎡)(イ)	27 (㎡)(ロ)	42 (㎡)(ハ)	57 (㎡)(ニ)	72 (千円)(ホ)	87 (千円)(ヘ)	102(千円)(ト)	117(千円)(チ)	132 (千円)(リ)	147(千円)(ヌ)	
田	一 般 田		0 1 0	202,010	4,001,268	362,307	3,638,961	355,241	28,931	326,310	354,419	28,614	325,805	
	勸 告 遊 休 田		0 2 0			0			0			0		
	介 在 田 ・ 市 街 化 区 域 田		0 3 0		1,552	0	1,552	12,668	0	12,668	8,865	0	8,865	
畑	一 般 畑		0 4 0	774,708	10,225,725	1,628,113	8,597,612	337,667	55,379	282,288	337,628	55,361	282,267	
	勸 告 遊 休 畑		0 5 0			0			0			0		
	介 在 畑 ・ 市 街 化 区 域 畑		0 6 0	443	12,518	41	12,477	61,100	314	60,786	42,687	220	42,467	
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地		0 7 0		2,030,445	158,999	1,871,446	23,585,136	827,154	22,757,982	3,929,500	137,552	3,791,948	
	一 般 住 宅 用 地		0 8 0		1,525,664	59,586	1,466,078	11,748,066	130,013	11,618,053	3,913,915	43,246	3,870,669	
	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地		0 9 0		1,936,451	7,657	1,928,794	16,958,207	15,495	16,942,712	11,815,068	10,588	11,804,480	
	計		1 0 0	597,730	5,492,560	226,242	5,266,318	52,291,409	972,662	51,318,747	19,658,483	191,386	19,467,097	
塩 田			1 1 0											
鉱 泉 地			1 2 0	48	266	0	266	42,384	0	42,384	42,384	0	42,384	
池 沼			1 3 0	9,901	12,376	11,721	655	172	164	8	172	164	8	
山 林	一 般 山 林		1 4 0	11,017,106	92,179,550	7,236,834	84,942,716	1,977,855	148,602	1,829,253	1,977,852	148,603	1,829,249	
	介 在 山 林		1 5 0		209	0	209	857	0	857	600	0	600	
牧 場			1 6 0		71,993	10,824	61,169	1,386	224	1,162	1,386	224	1,162	
原 野			1 7 0	1,068,398	440,322	80,003	360,319	7,115	1,221	5,894	7,115	1,221	5,894	
雑 種 地	ゴ ル フ 場 用 地		1 8 0			0			0			0		
	遊 園 地 等 の 用 地		1 9 0	139	68,467	0	68,467	868,846	0	868,846	608,192	0	608,192	
	鉄 軌 道 用 地	単 体 利 用	2 0 0	5,172	278,326	0	278,326	459,626	0	459,626	270,991	0	270,991	
		複 合 利 用	小規模住宅用地	2 1 0			0			0			0	
			一般住宅用地	2 2 0			0			0			0	
			住宅用地以外	2 3 0		7,222	0	7,222	57,556	0	57,556	40,289	0	40,289
			計	2 4 0		7,222	0	7,222	57,556	0	57,556	40,289	0	40,289
	そ の 他 の 雑 種 地		2 5 0	1,333,168	3,464,270	83,210	3,381,060	11,437,607	73,008	11,364,599	7,969,106	50,879	7,918,227	
	計		2 6 0	1,338,479	3,818,285	83,210	3,735,075	12,823,635	73,008	12,750,627	8,888,578	50,879	8,837,699	
そ の 他			2 7 0	9,092,812										
合 計			2 8 0	24,101,635	116,256,624	9,639,295	106,617,329	67,911,489	1,280,505	66,630,984	31,320,169	476,672	30,843,497	

1 地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	0	2

第2表 総括表 (つづき)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分 地 目			行 番 号 9	(11)		(12)		(13)		(14)		(15)	
				筆 数		数		単 位 当 た り 価 格					
				非 課 税 地 筆 数 12 (筆)(ル)	評 価 総 筆 数 27 (筆)(ヲ)	法 定 免 税 点 未 満 の 物 (ヲ)-(カ) 42 (筆)(ワ)	法 定 免 税 点 以 上 の 物 57 (筆)(カ)	平 均 価 格 (ホ) (円/㎡)(ロ)	最 高 価 格 72 (円/㎡)(タ) 80				
田	一 般 田	0 1 1	1,147	4,935	560	4,375	89	154					
	勸 告 遊 休 田	0 2 1			0		0						
	介 在 田 ・ 市 街 化 区 域 田	0 3 1		4	0	4	8,162	9,525					
畑	一 般 畑	0 4 1	1,529	11,305	2,472	8,833	33	70					
	勸 告 遊 休 畑	0 5 1			0		0						
	介 在 畑 ・ 市 街 化 区 域 畑	0 6 1	8	46	2	44	4,881	13,230					
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地	0 7 1		10,874	1,099	9,775	11,616	37,146					
	一 般 住 宅 用 地	0 8 1		8,489	570	7,919	7,700	37,146					
	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0 9 1		2,829	67	2,762	8,757	38,157					
	計	1 0 1	1,277	22,192	1,736	20,456	9,520	38,157					
塩 田		1 1 1											
鉱 泉 地		1 2 1	2	22	0	22	159,338	1,320,002					
池 沼		1 3 1	4	6	4	2	14	47					
山 林	一 般 山 林	1 4 1	1,975	20,103	3,915	16,188	21	30					
	介 在 山 林	1 5 1			0		4,100	4,105					
牧 場		1 6 1		9	3	6	19	24					
原 野		1 7 1	135	335	71	264	16	30					
雑 種 地	ゴ ル フ 場 用 地		1 8 1			0		0					
	遊 園 地 等 の 用 地		1 9 1	1	28	0	28	12,690	24,956				
	鉄 軌 道 用 地 複 合 利 用	単 体 利 用	2 0 1	58	511	0	511	1,651	6,182				
		小 規 模 住 宅 用 地	2 1 1			0		0					
		一 般 住 宅 用 地	2 2 1			0		0					
		住 宅 用 地 以 外	2 3 1		41	0	41	7,970	7,970				
		計	2 4 1		41	0	41	7,970	7,970				
	そ の 他 の 雑 種 地		2 5 1	1,609	4,932	700	4,232	3,302	35,593				
	計		2 6 1	1,668	5,512	700	4,812	3,358	35,593				
そ の 他		2 7 1	14,838										
合 計		2 8 1	22,583	64,469	9,463	55,006	584						

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

区 分 地 目		行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
			納 税 義 務 者 数	地	積	決 定	価 格	
			個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人
			(人)(イ)	(人)(ロ)	(㎡)(ハ)	(㎡)(ニ)	(千円)(ホ)	(千円)(ヘ)
田	一 般 田	0 1 0	1,240	1	3,638,820	141	326,297	13
	勸 告 遊 休 田	0 2 0						
	介 在 田 ・ 市 街 化 区 域 田	0 3 0	4		1,552		12,668	
畑	一 般 畑	0 4 0	2,723	12	8,407,475	190,137	276,258	6,030
	勸 告 遊 休 畑	0 5 0						
	介 在 畑 ・ 市 街 化 区 域 畑	0 6 0	39	3	10,243	2,234	51,615	9,171
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地	0 7 0	7,476	87	1,772,653	98,793	21,149,731	1,608,251
	一 般 住 宅 用 地	0 8 0	6,113	50	1,434,299	31,779	11,166,618	451,435
	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0 9 0	1,522	229	600,518	1,328,276	5,206,201	11,736,511
	計	1 0 0	15,111	366	3,807,470	1,458,848	37,522,550	13,796,197
塩 田		1 1 0						
鉱 泉 地		1 2 0	17	7	229	37	23,439	18,945
池 沼		1 3 0	2		655		8	
山 林	一 般 山 林	1 4 0	2,921	85	68,499,287	16,443,429	1,478,448	350,805
	介 在 山 林	1 5 0	1		209		857	
牧 場		1 6 0	4	1	32,380	28,789	663	499
原 野		1 7 0	169	5	352,820	7,499	5,792	102
雑 種 地	ゴ ル フ 場 用 地	1 8 0						
	遊 園 地 等 の 用 地	1 9 0	1	3	1,470	66,997	7,556	861,290
	単 体 利 用	2 0 0	1	3	101	278,225	278	459,348
	鉄 軌 道 用 地 複 合 利 用	小規模住宅用地	2 1 0					
		一般住宅用地	2 2 0					
		住宅用地以外	2 3 0	1		7,222		57,556
		計	2 4 0	0	0	7,222	0	57,556
	そ の 他 の 雑 種 地	2 5 0	2,279	155	1,111,337	2,269,723	4,617,647	6,746,952
	計	2 6 0	2,281	162	1,112,908	2,622,167	4,625,481	8,125,146
合 計		2 7 0	24,512	642	85,864,048	20,753,281	44,324,076	22,306,908
うち宅地比準土地		2 8 0	2,112	154	858,598	2,313,493	4,682,888	7,616,784

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

区 分 地 目		行 番 号	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)				(12)
			課 税 標 準 額		筆 数		単 位 当 た り 価 格		最 高 価 格		
			個 人	法 人	個 人	法 人	平 均 価 格		個 人	法 人	
			(千円)(ト)	(千円)(チ)	(筆)(リ)	(筆)(ヌ)	(イ) (円/㎡)(ル)	(ロ) (円/㎡)(ヲ)	(ハ) (円/㎡)(ワ)	(カ) (円/㎡)(カ)	
田	一 般 田	0 1 1	325,792	13	4,374	1	90	92	154	91	
	勸 告 遊 休 田	0 2 1					0	0			
	介 在 田 市 街 化 区 域 田	0 3 1	8,865		4		8,162	0	9,525		
畑	一 般 畑	0 4 1	276,237	6,030	8,801	32	33	32	70	47	
	勸 告 遊 休 畑	0 5 1					0	0			
	介 在 畑 市 街 化 区 域 畑	0 6 1	36,047	6,420	40	4	5,039	4,105	13,230	10,483	
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地	0 7 1	3,523,906	268,042	9,594	181	11,931	16,279	37,146	34,230	
	一 般 住 宅 用 地	0 8 1	3,720,191	150,478	7,834	85	7,785	14,205	37,146	30,193	
	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0 9 1	3,618,490	8,185,990	1,813	949	8,670	8,836	38,157	36,910	
	計	1 0 1	10,862,587	8,604,510	19,241	1,215	9,855	9,457	38,157	36,910	
	塩 田	1 1 1									
	鉱 泉 地	1 2 1	23,439	18,945	15	7	102,354	512,027	926,411	1,320,002	
	池 沼	1 3 1	8		2		12	0	12		
山 林	一 般 山 林	1 4 1	1,478,444	350,805	14,827	1,361	22	21	30	30	
	介 在 山 林	1 5 1	600				4,100	0	4,105		
	牧 場	1 6 1	663	499	5	1	20	17	24	17	
	原 野	1 7 1	5,792	102	255	9	16	14	30	25	
雑 種 地	ゴ ル フ 場 用 地	1 8 1					0	0			
	遊 園 地 等 の 用 地	1 9 1	5,290	602,902	3	25	5,140	12,856	5,142	24,956	
	鉄 道 用 地 複 合 利 用	単 体 利 用	2 0 1	278	270,713	1	510	2,752	1,651	2,753	6,182
		小規模住宅用地	2 1 1				0	0			
		一般住宅用地	2 2 1				0	0			
		住宅用地以外	2 3 1		40,289	41	0	7,970		7,970	
		計	2 4 1	0	40,289	0	0	7,970	0	7,970	
	そ の 他 の 雑 種 地	2 5 1	3,205,432	4,712,795	3,270	962	4,155	2,973	35,422	35,593	
	計	2 6 1	3,211,000	5,626,699	3,274	1,538	4,156	3,099	35,422	35,593	
	合 計	2 7 1	16,229,474	14,614,023	50,838	4,168	516	1,075			
	うち宅地比準土地	2 8 1	3,248,779	5,321,489	2,726	948	5,454	3,292			

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
4	3	2	0	5	9	0	4

第4表 宅地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

地区別			行番号		(1) 納税義務者数		(2) 地積		(3) 決定価格		最高価格地の所在
					個人	法人	個人	法人	個人	法人	
			9	12	22	32	44	56	68	79	
			(人)	(人)	(㎡)(イ)	(㎡)(ロ)	(千円)(ハ)	(千円)(ニ)	79		
商業地区	繁華街	0	1	0							
	高度商業地区Ⅰ	0	2	0							
	高度商業地区Ⅱ	0	3	0							
	普通商業地区	0	4	0	487	86	135,387	82,943	3,390,676	2,181,092	大黒町2丁目1番
	計	0	5	0	487	86	135,387	82,943	3,390,676	2,181,092	大黒町2丁目1番
住宅地区	併用住宅地区	0	6	0	691	80	249,906	144,305	4,614,806	2,286,748	浜町2丁目6番
	高級住宅地区	0	7	0							
	普通住宅地区	0	8	0	4,721	81	1,752,753	187,108	23,110,194	2,573,256	天神町1丁目71番3
	計	0	9	0	5,412	161	2,002,659	331,413	27,725,000	4,860,004	浜町2丁目6番
工業地区	大工場地区	1	0	0	1	1	114	401,552	926	3,260,601	野口町59番
	中小工場地区	1	1	0	15	37	10,361	455,029	79,851	2,837,845	古賀町2丁目96番35
	家内工業地区	1	2	0							
	計	1	3	0	16	38	10,475	856,581	80,777	6,098,446	古賀町2丁目96番35
村落地区	集団地区	1	4	0	1,966	40	1,152,682	79,140	4,893,643	370,215	初野字川内534番6
	村落地区	1	5	0	751	24	493,632	108,235	1,401,004	280,671	初野字宮ノ前223番5
	計	1	6	0	2,717	64	1,646,314	187,375	6,294,647	650,886	初野字川内534番6
観光地区		1	7	0	6	2	2,214	513	18,244	5,740	大迫字要迫1216番12
農業用施設の用に供する宅地		1	8	0	48	1	10,421	23	13,206	29	薄原字前田201番2
生産緑地地区内の宅地		1	9	0							
合計		2	0	0	8,686	352	3,807,470	1,458,848	37,522,550	13,796,197	大黒町2丁目1番

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地＋造成費として評価されるもの（ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること）を計上すること。
2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等＋造成費として評価されるもの（ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること）を計上すること。

地方公共団体コード						表番号			
1	4	3	2	0	5	9	7	0	8

第4表 宅地に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

地区別		行番号	(7)		(8)		(9)		(10)		(11)		(12)	
			課税標準額		筆数		単位当たり価格		最高価格					
			個人		法人		個人		法人		個人		法人	
			(千円)		(千円)		(筆)		(筆)		(円/㎡)		(円/㎡)	
		9	12	24	36	46	(ハ) (イ)	(ニ) (ロ)	56	67	77			
商業地区	繁華街	0 1 1					0	0						
	高度商業地区Ⅰ	0 2 1					0	0						
	高度商業地区Ⅱ	0 3 1					0	0						
	普通商業地区	0 4 1	1,226,318	1,434,862	708	213	25,044	26,296	38,157	36,910				
	計	0 5 1	1,226,318	1,434,862	708	213	25,044	26,296	38,157	36,910				
住宅地区	併用住宅地区	0 6 1	1,541,026	1,472,707	1,035	191	18,466	15,847	30,494	28,716				
	高級住宅地区	0 7 1					0	0						
	普通住宅地区	0 8 1	5,875,556	1,021,391	6,674	210	13,185	13,753	27,698	24,558				
	計	0 9 1	7,416,582	2,494,098	7,709	401	13,844	14,664	30,494	28,716				
工業地区	大工場地区	1 0 1	648	2,282,420	1	254	8,123	8,120	8,120	8,120				
	中小工場地区	1 1 1	31,868	1,967,947	21	145	7,707	6,237	24,150	11,270				
	家内工業地区	1 2 1					0	0						
	計	1 3 1	32,516	4,250,367	22	399	7,711	7,120	24,150	11,270				
村落地区	集団地区	1 4 1	1,585,566	235,245	2,920	65	4,245	4,678	12,600	11,592				
	村落地区	1 5 1	582,347	187,412	1,129	63	2,838	2,593	12,096	12,600				
	計	1 6 1	2,167,913	422,657	4,049	128	3,823	3,474	12,600	12,600				
観光地区		1 7 1	10,571	2,505	9	2	8,240	11,189	11,403	11,180				
農業用施設の用に供する宅地		1 8 1	8,687	21	53	1	1,267	1,261	1,339	1,262				
生産緑地地区内の宅地		1 9 1					0	0						
合 計		2 0 1	10,862,587	8,604,510	12,550	1,144	9,855	9,457	38,157	36,910				

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地＋造成費として評価されるもの（ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること）を計上すること。
2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等＋造成費として評価されるもの（ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること）を計上すること。

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

		区 分	行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 地 積 (㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
			9	12	24	39	54	69
宅 地	小規模住宅用地（個人）	負担水準1.0以上	0 1 0	7,457	1,765,996	21,091,542	3,515,253	9,562
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	6	1,180	14,126	2,354	6
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	4	1,643	12,760	2,061	3
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	1	200	3,230	489	2
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	5	944	11,001	1,614	4
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	5	932	6,273	875	8
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	2	600	3,920	515	3
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	2	400	2,211	265	2
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	4	758	4,668	480	4
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	7,486	1,772,653	21,149,731	3,523,906	9,594
	小規模住宅用地（法人）	負担水準1.0以上	2 3 0	87	98,793	1,608,251	268,042	181
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	87	98,793	1,608,251	268,042	181

地方公共団体コード					表番号	
4	3	2	0	5	9	05

第5表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

区 分			行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
				納 税 義 務 者 数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	24 (㎡)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
宅 地	一 般 住 宅 用 地 (個 人)	負担水準1.0以上	4 5 0	6,077	1,421,743	11,083,149	3,694,380	7,789
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	30	7,638	44,173	14,724	26
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	4	1,355	11,303	3,658	3
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	1	10	164	50	1
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	4	857	8,821	2,578	3
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	3	711	4,821	1,339	3
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	3	892	8,304	2,159	4
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	2	538	2,605	630	2
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	3	555	3,278	673	3
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		計	6 6 0	6,127	1,434,299	11,166,618	3,720,191	7,834
	一 般 住 宅 用 地 (法 人)	負担水準1.0以上	6 7 0	49	31,750	451,086	150,362	84
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	1	29	349	116	1
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
負担水準0.4以上0.45未満		7 9 0						
負担水準0.35以上0.4未満		8 0 0	1					
負担水準0.3以上0.35未満		8 1 0						
負担水準0.25以上0.3未満		8 2 0						
負担水準0.2以上0.25未満		8 3 0						
負担水準0.15以上0.2未満		8 4 0						
負担水準0.1以上0.15未満		8 5 0						
負担水準0.05以上0.1未満		8 6 0						
負担水準0.05未満		8 7 0						
計		8 8 0	50	31,779	451,435	150,478	85	

1 地方公共団体コード						7 表番号	
4	3	2	0	5	9	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 熊本県

市 町 村 名 水俣市

区 分			(1)			(2)			(3)			(4)			(5)		
			行 番 号			納 税 義 務 者 数			地 積			決 定 価 格			課 税 標 準 額		
			9			12	(人)	24	(㎡)	39	(千円)	54	(千円)	69	(筆)	80	
宅 地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地 (個 人)	負担水準0.7超	0	1	0	894		331,008		3,901,752		2,731,226		1,112			
		負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	559		196,940		1,087,314		750,209		557			
		負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	143		70,736		203,353		128,793		137			
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	2		1,747		13,313		7,987		6			
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	1		87		469		275		1			
		負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0												
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0												
		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0												
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0												
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0												
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0												
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0												
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0												
		負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0												
		負担水準0.05未満	1	5	0												
		計	1	6	0	1,599	600,518	5,206,201	3,618,490	1,813							
		住 宅 用 地 以 外 の 宅 地 (法 人)	負担水準0.7超	1	7	0	159	459,406	5,707,378	3,995,164	475						
			負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	88	815,184	5,772,784	4,031,464	466						
	負担水準0.6以上0.65未満		1	9	0	11	53,686	256,349	159,362	8							
	負担水準0.55以上0.6未満		2	0	0												
	負担水準0.5以上0.55未満		2	1	0												
	負担水準0.45以上0.5未満		2	2	0												
	負担水準0.4以上0.45未満		2	3	0												
	負担水準0.35以上0.4未満		2	4	0												
	負担水準0.3以上0.35未満		2	5	0												
	負担水準0.25以上0.3未満		2	6	0												
	負担水準0.2以上0.25未満		2	7	0												
	負担水準0.15以上0.2未満		2	8	0												
	負担水準0.1以上0.15未満		2	9	0												
	負担水準0.05以上0.1未満		3	0	0												
	負担水準0.05未満	3	1	0													
	計	3	2	0	258	1,328,276	11,736,511	8,185,990	949								
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地			3	3	0												

1 地方公共団体コード						7 表番号	
4	3	2	0	5	9	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 熊本県

市 町 村 名 水俣市

区 分			(1)			(2)			(3)			(4)			(5)						
			行 番 号			納 税 義 務 者 数			地 積			決 定 価 格			課 税 標 準 額			筆 数			
			9			12	(人)		24	(㎡)		39	(千円)		54	(千円)		69	(筆)		80
宅 地 （ 負 担 水 準 0 ・ 6 5 0 ・ 7 ）	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地 （ 個 人 ）	負担水準0.70	3	4	0	45			10,766			91,111			63,777			34			
		負担水準0.69以上0.70未満	3	5	0	271			87,755			621,747			435,078			272			
		負担水準0.68以上0.69未満	3	6	0	85			32,002			145,643			99,625			89			
		負担水準0.67以上0.68未満	3	7	0	45			12,696			36,095			24,269			40			
		負担水準0.66以上0.67未満	3	8	0	50			20,191			101,229			67,448			47			
		負担水準0.65以上0.66未満	3	9	0	98			33,530			91,489			60,012			75			
		負担水準0.64以上0.65未満	4	0	0	68			22,408			69,595			44,846			68			
		負担水準0.63以上0.64未満	4	1	0	40			34,940			76,617			48,597			33			
		負担水準0.62以上0.63未満	4	2	0	12			2,899			18,251			11,403			14			
		負担水準0.61以上0.62未満	4	3	0	21			9,631			36,904			22,748			19			
		負担水準0.60超0.61未満	4	4	0	5			812			1,928			1,164			2			
		負担水準0.60	4	5	0	1			46			58			35			1			
		計	4	6	0	741			267,676			1,290,667			879,002			694			
	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地 （ 法 人 ）	負担水準0.70	4	7	0	20			89,207			634,845			444,391			53			
		負担水準0.69以上0.70未満	4	8	0	66			686,949			4,847,835			3,393,367			379			
		負担水準0.68以上0.69未満	4	9	0	5			2,481			18,832			12,861			5			
		負担水準0.67以上0.68未満	5	0	0	3			1,666			17,298			11,690			3			
		負担水準0.66以上0.67未満	5	1	0	8			29,180			229,474			153,136			17			
		負担水準0.65以上0.66未満	5	2	0	9			5,701			24,500			16,019			9			
		負担水準0.64以上0.65未満	5	3	0	6			7,398			28,913			18,651			5			
		負担水準0.63以上0.64未満	5	4	0	4			6,899			11,545			7,316			2			
		負担水準0.62以上0.63未満	5	5	0																
		負担水準0.61以上0.62未満	5	6	0	1			39,389			215,891			133,395			1			
		負担水準0.60超0.61未満	5	7	0																
		負担水準0.60	5	8	0																
		計	5	9	0	122			868,870			6,029,133			4,190,826			474			

第6表340行から第6表390行は第6表020行の、第6表400行から450行は第6表030行の、第6表470行から第6表520行は第6表180行の、第6表530行から第6表580行は第6表190行の内数として記載すること（納税義務者数は一致しないことがある）。

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			(1)			(2)			(3)			(4)			(5)						
			行 番 号			納 税 義 務 者 数			地 積			決 定 価 格			課 税 標 準 額			筆 数			
			9			12	(人)		24	(㎡)		39	(千円)		54	(千円)		69	(筆)		80
農業用施設の用に供する宅地（農地＋造成費として評価されるもの）	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地 （ 個 人 ）	負担水準0.7超	0	1	0																
		負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0		25		4,607		5,736		3,988							26	
		負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0		23		5,814		7,470		4,699							27	
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0																
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0																
		負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0																
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0																
		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0																
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0																
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0																
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0																
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0																
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0																
		負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0																
		負担水準0.05未満	1	5	0																
		計	1	6	0		48		10,421		13,206		8,687							53	
		住 宅 用 地 以 外 の 宅 地 （ 法 人 ）	負担水準0.7超	1	7	0															
	負担水準0.65以上0.7以下		1	8	0		1		23		29		21							1	
	負担水準0.6以上0.65未満		1	9	0																
	負担水準0.55以上0.6未満		2	0	0																
	負担水準0.5以上0.55未満		2	1	0																
	負担水準0.45以上0.5未満		2	2	0																
	負担水準0.4以上0.45未満		2	3	0																
	負担水準0.35以上0.4未満		2	4	0																
	負担水準0.3以上0.35未満		2	5	0																
	負担水準0.25以上0.3未満		2	6	0																
	負担水準0.2以上0.25未満		2	7	0																
	負担水準0.15以上0.2未満		2	8	0																
	負担水準0.1以上0.15未満		2	9	0																
	負担水準0.05以上0.1未満		3	0	0																
	負担水準0.05未満		3	1	0																
	計		3	2	0		1		23		29		21								

地方公共団体コード						表番号	
1	2	3	4	5	6	7	8
4	3	2	0	5	9	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			(1)			(2)			(3)			(4)			(5)		
			行 番 号			納 税 義 務 者 数			地 積			決 定 価 格			課 税 標 準 額		
			9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
						(人)			(㎡)			(千円)			(千円)		
生産緑地地区内の宅地（農地等＋造成費として評価されるもの）	住宅用地以外の宅地（個人）	負担水準0.7超	3	3	0												
		負担水準0.65以上0.7以下	3	4	0												
		負担水準0.6以上0.65未満	3	5	0												
		負担水準0.55以上0.6未満	3	6	0												
		負担水準0.5以上0.55未満	3	7	0												
		負担水準0.45以上0.5未満	3	8	0												
		負担水準0.4以上0.45未満	3	9	0												
		負担水準0.35以上0.4未満	4	0	0												
		負担水準0.3以上0.35未満	4	1	0												
		負担水準0.25以上0.3未満	4	2	0												
		負担水準0.2以上0.25未満	4	3	0												
		負担水準0.15以上0.2未満	4	4	0												
		負担水準0.1以上0.15未満	4	5	0												
		負担水準0.05以上0.1未満	4	6	0												
		負担水準0.05未満	4	7	0												
		計	4	8	0	0		0	0		0	0		0	0		0
	住宅用地以外の宅地（法人）	負担水準0.7超	4	9	0												
		負担水準0.65以上0.7以下	5	0	0												
		負担水準0.6以上0.65未満	5	1	0												
		負担水準0.55以上0.6未満	5	2	0												
		負担水準0.5以上0.55未満	5	3	0												
		負担水準0.45以上0.5未満	5	4	0												
		負担水準0.4以上0.45未満	5	5	0												
		負担水準0.35以上0.4未満	5	6	0												
		負担水準0.3以上0.35未満	5	7	0												
		負担水準0.25以上0.3未満	5	8	0												
		負担水準0.2以上0.25未満	5	9	0												
		負担水準0.15以上0.2未満	6	0	0												
		負担水準0.1以上0.15未満	6	1	0												
		負担水準0.05以上0.1未満	6	2	0												
		負担水準0.05未満	6	3	0												
		計	6	4	0	0		0	0		0	0		0	0		0

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること（納税義務者数は除く）。

（例）第6表010行2列 ≥ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
4	3	2	0	5	9	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 熊本県

市 町 村 名 水俣市

区 分		行 番 号	(1) 納税義務者数 (人)	(2) 地 積 (㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
		9	12	24	39	54	69
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0 1 0	13,670	3,318,282	34,234,028	7,628,037	17,616
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	0 2 0	1,053	790,414	9,609,130	6,726,390	1,587
	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0 3 0	801	1,136,546	7,319,800	5,069,828	1,168
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0 4 0	83	21,076	155,789	42,842	85
	負担水準0.2未満	0 5 0	0	0	0	0	0
	計	0 6 0	15,607	5,266,318	51,318,747	19,467,097	20,456
一 般 山 林	負担水準1.0以上	0 7 0	3,008	84,825,477	1,826,432	1,826,432	16,179
	負担水準0.95以上1.0未満	0 8 0	7	116,177	2,803	2,803	8
	負担水準0.9以上0.95未満	0 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	1 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	1 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	1 2 0	1	1,062	18	14	1
	負担水準0.7以上0.75未満	1 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	1 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	1 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	2 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	2 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	2 3 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	2 4 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	2 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2 6 0					
	負担水準0.05未満	2 7 0					
	計	2 8 0	3,016	84,942,716	1,829,253	1,829,249	16,188

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都 道 府 県 名	熊 本 県
市 町 村 名	水 俣 市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区 分			行 番 号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	24 (㎡)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
複 合 利 用 地 （ 個 人 ） 鉄 道 用 地 （ 法 人 ）	小 規 模 住 宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	0 1 0					
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
	負担水準0.05未満	2 1 0						
	計		2 2 0	0	0	0	0	0
	小 規 模 住 宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	2 3 0					
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
負担水準0.7以上0.75未満		2 9 0						
負担水準0.65以上0.7未満		3 0 0						
負担水準0.6以上0.65未満		3 1 0						
負担水準0.55以上0.6未満		3 2 0						
負担水準0.5以上0.55未満		3 3 0						
負担水準0.45以上0.5未満		3 4 0						
負担水準0.4以上0.45未満		3 5 0						
負担水準0.35以上0.4未満		3 6 0						
負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0							
負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0							
負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0							
負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0							
負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0							
負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0							
負担水準0.05未満	4 3 0							
計		4 4 0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード						表番号	
1	2	3	4	5	6	7	8
4	3	2	0	5	9	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都 道 府 県 名	熊 本 県
市 町 村 名	水 俣 市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分			行 番 号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数		
			9	12 (人)	24 (㎡)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80		
複 合 利 用 地 (個 人)	一 般 住 宅 用 地 (一 般 住 宅)	負担水準1.0以上	4 5 0							
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0							
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0							
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0							
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0							
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0							
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0							
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0							
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0							
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0							
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0							
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0							
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0							
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0							
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0							
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0							
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0							
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0							
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0							
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0							
		負担水準0.05未満	6 5 0							
		計		6 6 0	0	0	0	0	0	
鉄 道 用 地 (法 人)	一 般 住 宅 用 地 (一 般 住 宅)	負担水準1.0以上	6 7 0							
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0							
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0							
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0							
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0							
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0							
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0							
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0							
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0							
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0							
		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0							
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0							
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0							
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0							
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0							
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0							
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0							
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0							
		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0							
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0							
		負担水準0.05未満	8 7 0							
		計		8 8 0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	1 0

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

			(1)			(2)			(3)			(4)			(5)					
区 分			行 番 号			納税義務者数			地 積			決 定 価 格			課 税 標 準 額			筆 数		
			9			12 (人)			24 (㎡)			39 (千円)			54 (千円)			69 (筆) 80		
そ の 他	宅 地 比 準 土 地 (個 人)	負担水準0.7超	0	1	0	1,361	422,831	3,433,318	2,403,322	1,704										
		負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	715	315,821	1,004,799	690,921	825										
		負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	168	119,258	243,503	153,780	195										
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	1	329	560	336	1										
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	1	359	708	420	1										
		負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0															
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0															
		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0															
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0															
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0															
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0															
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0															
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0															
		負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0															
		負担水準0.05未満	1	5	0															
		計		1	6	0	2,246	858,598	4,682,888	3,248,779	2,726									
	宅 地 比 準 土 地 (法 人)	負担水準0.7超	1	7	0	104	277,947	3,265,923	2,282,867	432										
		負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	68	1,987,672	4,336,545	3,033,246	542										
		負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	12	55,095	71,871	45,664	15										
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0															
負担水準0.5以上0.55未満		2	1	0																
負担水準0.45以上0.5未満		2	2	0																
負担水準0.4以上0.45未満		2	3	0																
負担水準0.35以上0.4未満		2	4	0																
負担水準0.3以上0.35未満		2	5	0																
負担水準0.25以上0.3未満		2	6	0																
負担水準0.2以上0.25未満		2	7	0																
負担水準0.15以上0.2未満		2	8	0																
負担水準0.1以上0.15未満		2	9	0																
負担水準0.05以上0.1未満		3	0	0																
負担水準0.05未満	3	1	0																	
計		3	2	0	184	2,320,714	7,674,339	5,361,777	989											

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	1 0

第10表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
			行 番 号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数				
			9	12 (人)	24 (㎡)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)	80			
そ の 他	宅 地 比 準 土 地 以 外 の 土 地	負担水準1.0以上	3	3	0	508	991,470	517,148	328,513	1,426		
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	1	98	1	1	4		
		負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	1	840	8	7	7		
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0							
		負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	1	1	1	1	1		
		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0							
		負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0							
		負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0							
		負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0	1	1	1	1	1		
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0							
		負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0							
		負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0							
		負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0							
		負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0							
		負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0							
		負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0							
		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0							
		負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0							
		負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0							
		負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0							
		負担水準0.05未満	5	3	0							
			計	5	4	0	512	992,410	517,159	328,523	1,439	
総 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		5	5	0	17,186	89,135,229	36,577,608	9,782,982	35,221		
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		5	6	0	2,518	1,491,192	16,308,371	11,412,579	3,723		
	住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上0.7以下		5	7	0	1,764	3,614,392	12,976,518	8,993,439	2,745		
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		5	8	0	97	139,943	159,889	46,425	109		
	負担水準0.2未満		5	9	0	0	0	0	0	0		
	計	6	0	0	21,565	94,380,756	66,022,386	30,235,425	41,798			

地方公共団体コード					表番号	
1	4	3	2	0	5	9
7	1	0				

第10表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
				納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	24 (㎡)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
その他（負担水準0・6・7）	宅 地 比 準 土 地（個人）	負担水準0.70	6 1 0	61	17,954	91,730	64,211	56
		負担水準0.69以上0.70未満	6 2 0	251	117,813	533,149	373,041	259
		負担水準0.68以上0.69未満	6 3 0	118	32,447	93,652	64,033	127
		負担水準0.67以上0.68未満	6 4 0	57	29,859	58,806	39,610	82
		負担水準0.66以上0.67未満	6 5 0	84	26,440	73,880	49,093	83
		負担水準0.65以上0.66未満	6 6 0	197	91,308	153,582	100,933	218
		負担水準0.64以上0.65未満	6 7 0	99	35,963	70,454	45,340	115
		負担水準0.63以上0.64未満	6 8 0	50	72,199	108,240	68,475	55
		負担水準0.62以上0.63未満	6 9 0	6	1,265	22,816	14,231	6
		負担水準0.61以上0.62未満	7 0 0	16	9,113	34,706	21,310	16
		負担水準0.60超0.61未満	7 1 0	2	718	7,287	4,424	3
		負担水準0.60	7 2 0					
		計	7 3 0	941	435,079	1,248,302	844,701	1,020
	宅 地 比 準 土 地（法人）	負担水準0.70	7 4 0	22	610,064	1,160,710	812,497	111
		負担水準0.69以上0.70未満	7 5 0	50	1,339,908	3,104,792	2,173,347	385
		負担水準0.68以上0.69未満	7 6 0	7	4,529	13,977	9,583	7
		負担水準0.67以上0.68未満	7 7 0	2	821	5,418	3,632	6
		負担水準0.66以上0.67未満	7 8 0	6	21,955	34,710	23,057	14
		負担水準0.65以上0.66未満	7 9 0	12	10,395	16,938	11,130	19
		負担水準0.64以上0.65未満	8 0 0	3	2,874	4,295	2,755	3
		負担水準0.63以上0.64未満	8 1 0	10	52,221	67,576	42,909	12
		負担水準0.62以上0.63未満	8 2 0					
		負担水準0.61以上0.62未満	8 3 0					
		負担水準0.60超0.61未満	8 4 0					
		負担水準0.60	8 5 0					
		計	8 6 0	112	2,042,767	4,408,416	3,078,910	557

第10表610行から第10表660行は第10表020行の、第10表670行から720行は第10表030行の、第10表740行から第10表790行は第10表180行の、第10表800行から第10表850行は第10表190行の人数として記載すること（納税義務者数は一致しないことがある）。

地方公共団体コード					表番号	
1	2	3	4	5	7	8
4	3	2	0	5	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)		
一般市街化区域農地	田	本則	負担水準1.0以上	0 1 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
			負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
			負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満		0 5 0						
		負担調整率1.075		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
			負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
			負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満		0 9 0						
		負担水準0.55以上0.6未満		1 0 0						
		負担水準0.5以上0.55未満		1 1 0						
		負担水準0.45以上0.5未満		1 2 0						
		負担水準0.4以上0.45未満		1 3 0						
		負担水準0.35以上0.4未満		1 4 0						
		負担水準0.3以上0.35未満		1 5 0						
		負担水準0.25以上0.3未満		1 6 0						
		負担水準0.2以上0.25未満		1 7 0						
		負担水準0.15以上0.2未満		1 8 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0							
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0								
	負担水準0.05未満	2 1 0								
	計			2 2 0	0	0	0	0		
	畑	本則	負担水準1.0以上	2 3 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
			負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
			負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満		2 7 0						
		負担調整率1.075		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
			負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
			負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満		3 1 0						
		負担水準0.55以上0.6未満		3 2 0						
		負担水準0.5以上0.55未満		3 3 0						
負担水準0.45以上0.5未満		3 4 0								
負担水準0.4以上0.45未満		3 5 0								
負担水準0.35以上0.4未満		3 6 0								
負担水準0.3以上0.35未満		3 7 0								
負担水準0.25以上0.3未満		3 8 0								
負担水準0.2以上0.25未満		3 9 0								
負担水準0.15以上0.2未満		4 0 0								
負担水準0.1以上0.15未満		4 1 0								
負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0									
負担水準0.05未満	4 3 0									
計			4 4 0	0	0	0	0			

地方公共団体コード					表番号	
1	2	3	4	5	7	8
4	3	2	0	5	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)	
一 般 市 街 化 区 域 農 地	計	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0	0	0	0	
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	
			負担調整率1.05	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0
		負担調整率1.075		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0
				負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0
				負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0
				負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0
				負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0
				負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0
				負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0
				負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0
				負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0
				負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0
				負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0
				負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0
				負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0
				負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0
				負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0
				負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0
				負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0
				負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0
				計	6 6 0	0	0	0	0

1	地方公共団体コード	7	表番号	8
	4 3 2 0 5 9		4	8

第48表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市 町 村 名 水俣市

[illegible]

地方公共団体コード					表番号	
1	2	3	4	5	7	8
4	3	2	0	5	9	4
						8

第48表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)	
介 在 農 地	計	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0	0	0	0	
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	
		負担調整率1.05	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	
			負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	
		負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	
			負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	
		負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	
			負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	
			計		6 6 0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号	
4	3	2	0	5	9	4
						9

第49表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
一 般 								

地方公共団体コード					表番号	
1	2	3	4	5	7	8
4	3	2	0	5	9	4
						9

第49表 農地の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)	
			9	2	24	39	54	69	80
一 般 農 地	計	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	3,976	12,236,573	608,598	608,072	13,208
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
		計		6 6 0	3,976	12,236,573	608,598	608,072	13,208

地方公共団体コード					表番号	
4	3	2	0	5	9	5
						0

第50表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数	
			9	12	24	39	54	69	
				(人)	(㎡)	(千円)	(千円)	(筆)	
合 計	田	本則	負担水準1.0以上	0 1 0	1,241	3,638,961	326,310	325,805	4,375
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05未満	2 1 0	0	0	0	0	0
		計		2 2 0	1,241	3,638,961	326,310	325,805	4,375
	畑	本則	負担水準1.0以上	2 3 0	2,735	8,597,612	282,288	282,267	8,833
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05未満	4 3 0	0	0	0	0	0
		計		4 4 0	2,735	8,597,612	282,288	282,267	8,833

地方公共団体コード					表番号	
1	2	3	4	5	7	8
4	3	2	0	5	9	5
						0

第50表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)	
			9	2	24	39	54	69	
合 計	計	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	3,976	12,236,573	608,598	608,072	13,208
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
		計		6 6 0	3,976	12,236,573	608,598	608,072	13,208

地方公共団体コード						表番号
4	3	2	0	5	9	18

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

区 分			行 番 号	(1) 地 積		(2) 決 定 価 格		(3) 単 位 当 たり 価 格			
				評 価 総 地 積 (㎡)(イ)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (㎡)(ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡)(ハ)	総 額 (千円)(ニ)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円)(ヘ)	平 均 価 格 (円/㎡)(イ)	最 高 価 格 (円/㎡)(ロ)
介 在 田			0 1 0	1,552	0	1,552	12,668	0	12,668	8,162	9,525
介 在 畑			0 2 0	12,518	41	12,477	61,100	314	60,786	4,881	13,230
宅 地 介 在 山 林			0 3 0	209	0	209	857	0	857	4,100	4,105
農 地 等 介 在 山 林			0 4 0		0		0		0		
市 街 化 区 域 農 地	通 常 田	特 定 市 農 (令1以前参入分)	0 5 0		0		0		0		
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	0 6 0		0		0		0		
		上 記 以 外	0 7 0		0		0		0		
		小 計	0 8 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	街 化 区 域	特 定 市 農 (令1以前参入分)	0 9 0		0		0		0		
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	1 0 0		0		0		0		
		上 記 以 外	1 1 0		0		0		0		
		小 計	1 2 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城 農 地	特 定 市 農 (令1以前参入分)	1 3 0	0	0	0	0	0	0	0	
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	1 4 0	0	0	0	0	0	0	0	
		上 記 以 外	1 5 0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	1 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田 園 住 居 地	特 定 市 農 (令1以前参入分)	1 7 0		0		0		0		
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	1 8 0		0		0		0		
		上 記 以 外	1 9 0		0		0		0		
		小 計	2 0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城 内 市 街 化 区 域	特 定 市 農 (令1以前参入分)	2 1 0		0		0		0		
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	2 2 0		0		0		0		
		上 記 以 外	2 3 0		0		0		0		
		小 計	2 4 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城 農 地	特 定 市 農 (令1以前参入分)	2 5 0	0	0	0	0	0	0	0	
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	2 6 0	0	0	0	0	0	0	0	
		上 記 以 外	2 7 0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	2 8 0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 地	田	特 定 市 農 (令1以前参入分)	2 9 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	3 0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上 記 以 外	3 1 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	3 2 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	畑	特 定 市 農 (令1以前参入分)	3 3 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	3 4 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上 記 以 外	3 5 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	3 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	特 定 市 農 (令1以前参入分)	3 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	3 8 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上 記 以 外	3 9 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	4 0 0	0	0	0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号
4	3	2	0	5	9	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調
(つづき)

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

区 分			(8)			(9)			(10)			(11)			(12)			(13)		
			課 税 標 準 額			筆 数			法定免税点 未 満 の も の			法定免税点 未 満 の も の			法定免税点 未 満 の も の			法定免税点 未 満 の も の		
			12	22	23	12	22	23	12	22	23	12	22	23	12	22	23	12	22	23
介 在 田			0	1	1	8,865		0	8,865		4		0		4		0		4	
介 在 畑			0	2	1	42,687		220	42,467		46		2		44		2		44	
宅 地 介 在 山 林			0	3	1	600		0	600				0				0			
農 地 等 介 在 山 林			0	4	1			0					0				0			
市 街 化 区 域 農 地	通 常 市 街 区 域	特 定 市 農 (令1以前参入分)	0	5	1			0					0				0			
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	0	6	1			0					0				0			
		上 記 以 外	0	7	1			0					0				0			
		小 計	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城 農 地	特 定 市 農 (令1以前参入分)	0	9	1			0					0				0			
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	1	0	1			0					0				0			
		上 記 以 外	1	1	1			0					0				0			
		小 計	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田 園 住 居 地 域	特 定 市 農 (令1以前参入分)	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上 記 以 外	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 街 化 区 域 農 地	特 定 市 農 (令1以前参入分)	1	7	1			0					0				0			
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	1	8	1			0					0				0			
		上 記 以 外	1	9	1			0					0				0			
		小 計	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城 農 地	特 定 市 農 (令1以前参入分)	2	1	1			0					0				0			
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	2	2	1			0					0				0			
		上 記 以 外	2	3	1			0					0				0			
		小 計	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 街 化 区 域 農 地	特 定 市 農 (令1以前参入分)	2	5	1			0					0				0			
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	2	6	1			0					0				0			
		上 記 以 外	2	7	1			0					0				0			
		計	2	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 地	特 定 市 農 (令1以前参入分)	2	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上 記 以 外	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	特 定 市 農 (令1以前参入分)	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上 記 以 外	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	3	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	特 定 市 農 (令1以前参入分)	3	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	3	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上 記 以 外	3	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調
(つづき)

都 道 府 県 名	熊 本 県
市 町 村 名	水 俣 市

区 分		行 番 号	(14) (15) (16) (17) (18) (19)										
			各 納 税 義 務			市街化区域農地に係る実数（法定免税点未満のものを含む。）							
			各 区 分 別			田・畑別		適用区分別		全 体			
			総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
		9	12	21	30	39	48	57					
介 在 田		0 1 2	4	0	4								
介 在 畑		0 2 2	44	2	42								
宅 地 介 在 山 林		0 3 2	1	0	1								
農 地 等 介 在 山 林		0 4 2		0									
市 街 化 区 域 農 地	通 常 田	特 定 市 農 (令1以前参入分)	0 5 2		0								
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	0 6 2		0								
		上 記 以 外	0 7 2		0								
			0 8 2										
	市 街 化 畑	特 定 市 農 (令1以前参入分)	0 9 2		0								
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	1 0 2		0								
		上 記 以 外	1 1 2		0								
	城 農 地		1 2 2										
		特 定 市 農 (令1以前参入分)	1 3 2										
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	1 4 2										
		上 記 以 外	1 5 2										
	田 園 住 居 地 域 内 市 街 化 区 域 農 地	田 園 住 居 地		1 6 2									
			特 定 市 農 (令1以前参入分)	1 7 2		0							
			特 定 市 農 (令2以後参入分)	1 8 2		0							
		城 内 市 街 化 区 域 農 地	上 記 以 外	1 9 2		0							
				2 0 2									
			特 定 市 農 (令1以前参入分)	2 1 2		0							
		計	特 定 市 農 (令2以後参入分)	2 2 2		0							
			上 記 以 外	2 3 2		0							
				2 4 2									
計		特 定 市 農 (令1以前参入分)	2 5 2										
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	2 6 2										
		上 記 以 外	2 7 2										
農 地	田		2 8 2										
		特 定 市 農 (令1以前参入分)	2 9 2	0	0	0							
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	3 0 2	0	0	0							
	計	上 記 以 外	3 1 2	0	0	0							
			3 2 2										
		特 定 市 農 (令1以前参入分)	3 3 2	0	0	0							
	畑	特 定 市 農 (令2以後参入分)	3 4 2	0	0	0							
		上 記 以 外	3 5 2	0	0	0							
			3 6 2										
	計	特 定 市 農 (令1以前参入分)	3 7 2										
		特 定 市 農 (令2以後参入分)	3 8 2										
		上 記 以 外	3 9 2										
		4 0 2											

(注) 17～19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	1
							9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)		
区 分		行 番 号	評価総地積 (㎡)(イ)	決 定 価 格 (千 円)			軽 減 額 (千 円)			軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) (チ)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) (リ)	単位当たり 平均 価 格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
				総 額 (ロ)	法定免税点 未満のもの (ロ)-(ニ) (ハ)	法定免税点 以上のもの (ニ)	課 税 標 準 の 特例によるも の (ホ)	負 担 調 整 措 置によるもの (ヘ)	特定市街化区 域農地に係る もの (ト)			
評 点 式 評 価 法	一 般 田	0 1 0	4,001,268	355,241	28,931	326,310	505			29,436	88,775	89
	一 般 畑	0 2 0	10,225,725	337,667	55,379	282,288	21			55,400	33,142	33
	宅 地 (宅地A・Bを除く)	0 3 0	5,481,923	52,277,929	972,417	51,305,512	26,710,361	5,136,762		32,819,540	9,807	9,536
	一 般 山 林	0 4 0	92,179,550	1,977,855	148,602	1,829,253		4		148,606	21,602	21
	小 計	0 5 0	111,888,466	54,948,692	1,205,329	53,743,363	26,710,887	5,136,766		33,052,982		491
そ の 他	宅地A（農業用施設 用地・農地+造成 費）	0 6 0	10,637	13,480	245	13,235		4,527		4,772		1,267
	宅地B（生産緑地地 区内の宅地・農地等 +造成費）	0 7 0			0					0		0
	一般市街化区域農地	0 8 0			0					0		0
	上 記 以 外 の 地 目 の 計	0 9 0	4,357,521	12,949,317	74,931	12,874,386	4,683	3,930,624		4,010,238		2,972
	小 計	1 0 0	4,368,158	12,962,797	75,176	12,887,621	4,683	3,935,151	0	4,015,010		2,968
合 計		1 1 0	116,256,624	67,911,489	1,280,505	66,630,984	26,715,570	9,071,917	0	37,067,992		584

(注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの（ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること）を計上すること。

2. 「宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの（ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること）を計上すること。

1	地方公共団体コード					7	表番号	8
4	3	2	0	5	9	2	0	

第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		課税標準額が 法定免税点(30万円) 未満のもの(ア)	課税標準額が 30万円以上32万円 未満のもの(イ)	課税標準額が 32万円以上34万円 未満のもの(ウ)	課税標準額が 34万円以上36万円 未満のもの(エ)	課税標準額が 36万円以上38万円 未満のもの(オ)	課税標準額が 38万円以上40万円 未満のもの(カ)
納税義務者数(人)	0 1 0	4,910	160	166	170	160	172
課税標準額(千円)	0 2 0	476,672	49,603	54,652	59,432	59,158	67,058

区 分	行 番 号	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
		小計 30万円以上40万円 未満のもの (イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)	課税標準額が 40万円以上42万円 未満のもの(キ)	課税標準額が 42万円以上44万円 未満のもの(ク)	課税標準額が 44万円以上46万円 未満のもの(ケ)	課税標準額が 46万円以上48万円 未満のもの(コ)	課税標準額が 48万円以上50万円 未満のもの(サ)
納税義務者数(人)	0 1 1	828	164	180	177	154	171
課税標準額(千円)	0 2 1	289,903	67,224	77,447	79,393	72,302	83,663

区 分	行 番 号	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
		小計 40万円以上50万円 未満のもの (キ)+(ク)+(ケ)+(コ)+(サ)	課税標準額が 50万円以上55万円 未満のもの(シ)	課税標準額が 55万円以上60万円 未満のもの(ス)	課税標準額が 60万円以上65万円 未満のもの(セ)	課税標準額が 65万円以上70万円 未満のもの(ソ)	課税標準額が 70万円以上75万円 未満のもの(タ)
納税義務者数(人)	0 1 2	846	387	397	359	363	331
課税標準額(千円)	0 2 2	380,029	203,586	228,186	224,049	245,035	239,794

1	地方公共団体コード					7	表番号		8
4	3	2	0	5	9	2	0		

第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調(つづき)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分	行 番 号	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
		小計 50万円以上75万円未満のもの (シ)+(ス)+(セ)+(ソ)+(タ)	課税標準額が 75万円以上80万円未満のもの(チ)	課税標準額が 80万円以上85万円未満のもの(ツ)	課税標準額が 85万円以上90万円未満のもの(テ)	課税標準額が 90万円以上95万円未満のもの(ト)	課税標準額が 95万円以上100万円未満のもの(ナ)
	9	12	23	34	45	56	77
納税義務者数 (人)	0 1 3	1,837	295	283	236	233	210
課税標準額 (千円)	0 2 3	1,140,650	228,528	233,748	206,652	215,426	204,428

区 分	行 番 号	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
		小計 75万円以上100万円未満のもの (チ)+(ツ)+(テ)+(ト)+(ナ)	課税標準額が 100万円以上300万円未満のもの(ニ)	課税標準額が 300万円以上500万円未満のもの(ス)	課税標準額が 500万円以上1,000万円未満のもの(ネ)	課税標準額が 1,000万円以上3,000万円未満のもの(ノ)	課税標準額が 3,000万円以上5,000万円未満のもの(ハ)
	9	12	23	34	45	56	77
納税義務者数 (人)	0 1 4	1,257	3,157	605	437	259	47
課税標準額 (千円)	0 2 4	1,088,782	5,250,847	2,305,897	2,969,096	4,086,984	1,775,896

区 分	行 番 号	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)
		小計 100万円以上5,000万円未満のもの (ニ)+(ス)+(ネ)+(ノ)+(ハ)	課税標準額が 5,000万円以上1億円未満のもの(ヒ)	課税標準額が 1億円以上3億円未満のもの(フ)	課税標準額が 3億円以上5億円未満のもの(ヘ)	課税標準額が 5億円以上のもの (ホ)	合 計
	9	12	23	34	45	56	78
納税義務者数 (人)	0 1 5	4,505	19	13	3	3	14,221
課税標準額 (千円)	0 2 5	16,388,720	1,391,577	1,930,324	1,259,306	6,974,206	31,320,169

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	2	1

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

		(1)	(2)	(3)
区 分 個人・法人の別	行 番 号	総 数 (人)	法定免税点未満 の も の (人)	法定免税点以上 の も の (人)
	9 0 1 0	12 9,983	20 1,631	27 34 8,352
個 人	0 1 0	9,983	1,631	8,352
法 人	0 2 0	395	12	383
計	0 3 0	10,378	1,643	8,735

地方公共団体コード					表番号		
¹ 4	3	2	0	5	⁷ 9	⁸ 2	2

第22表 総括表

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

		(1)	(2)	(3)	
区 分		行 番 号	棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)
木 造	総 数	⁹ 0 1 0	¹² ア 14,485	²⁰ エ 1,270,309	³¹ キ ⁴² 19,317,613
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0 2 0	イ 2,058	オ 114,401	ク 146,836
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0 3 0	ウ 12,427	カ 1,155,908	ケ 19,170,777
木 造 以 外	総 数	0 4 0	コ 3,471	ス 757,774	タ 23,549,947
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0 5 0	サ 64	セ 1,486	チ 6,289
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0 6 0	シ 3,407	ソ 756,288	ツ 23,543,658
計	総 数	0 7 0	17,956	2,028,083	42,867,560
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0 8 0	2,122	115,887	153,125
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0 9 0	15,834	1,912,196	^テ 42,714,435
非 課 税 家 屋		1 0 0	336	75,177	

(参考)

実際免税点の額	円
---------	---

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 2 3 8

第23表 所有者区分による家屋に関する調

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分		行 番 号		(1) (2) (3) (4)					(5) (6)							
				個 人 が 所 有 す る 家 屋					法 人 が 所 有 す る 家 屋							
				棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	単位当たり価格 (円)	棟 数	床 面 積 (㎡)						
木 造	総 数	9	1 0	12	14,076	20	1,221,961	30	18,519,749	42	18,519,749	15,156	54	409	62	48,348
	法 定 免 税 点 の 未 満 の	0	2 0		2,046		113,776		145,711		145,711	1,281		12		625
	法 定 免 税 点 の 以 上 の	0	3 0		12,030		1,108,185		18,374,038		18,374,038	16,580		397		47,723
木 造 以 外	総 数	0	4 0		2,246		227,808		5,011,169		5,011,169	21,997		1,225		529,966
	法 定 免 税 点 の 未 満 の	0	5 0		62		1,437		5,924		5,924	4,122		2		49
	法 定 免 税 点 の 以 上 の	0	6 0		2,184		226,371		5,005,245		5,005,245	22,111		1,223		529,917
計	総 数	0	7 0		16,322		1,449,769		23,530,918		23,530,918	16,231		1,634		578,314
	法 定 免 税 点 の 未 満 の	0	8 0		2,108		115,213		151,635		151,635	1,316		14		674
	法 定 免 税 点 の 以 上 の	0	9 0		14,214		1,334,556		23,379,283		23,379,283	17,518		1,620		577,640

			(7)			(8)			(9)			(10)			(11)			(12)		
区 分			行 番 号			法 人 が 所 有 す る 家 屋			合 計											
						決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	単位当たり価格 (円)	棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	単位当たり価格 (円)							
木 造	総 数	9011	12797,864	24797,053	16,503	3614,485	441,270,309	5419,317,613	6619,316,802	7715,207										
	法 定 免 税 点 の 未 満 の	021	1,125	1,125	1,800	2,058	114,401	146,836	146,836	1,284										
	法 定 免 税 点 の 以 上 の	031	796,739	795,928	16,695	12,427	1,155,908	19,170,777	19,169,966	16,585										
木 造 以 外	総 数	041	18,538,778	18,475,449	34,981	3,471	757,774	23,549,947	23,486,618	31,078										
	法 定 免 税 点 の 未 満 の	051	365	365	7,449	64	1,486	6,289	6,289	4,232										
	法 定 免 税 点 の 以 上 の	061	18,538,413	18,475,084	34,984	3,407	756,288	23,543,658	23,480,329	31,131										
計	総 数	071	19,336,642	19,272,502	33,436	17,956	2,028,083	42,867,560	42,803,420	21,137										
	法 定 免 税 点 の 未 満 の	081	1,490	1,490	2,211	2,122	115,887	153,125	153,125	1,321										
	法 定 免 税 点 の 以 上 の	091	19,335,152	19,271,012	33,473	15,834	1,912,196	42,714,435	ト 42,650,295	22,338										

地方公共団体コード	表番号
4 3 2 0 5 9	7 2 4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分 家 屋 の 種 類		(1) (2) (3) 棟 数		
		行 番 号	総 数	法 定 免 税 点 未 満 の も の
専 用 住 宅		9 0 1 0	12 9,744	22 1,312
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎		0 2 0	161	160
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	0 3 0	648	592
	その他の用の部分 2	0 4 0	648	592
	計(棟数については 1の数値を記入)	0 5 0	648	592
ホ テ ル ・ 旅 館 ・ 料 亭		0 6 0	32	0
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗		0 7 0	295	35
劇 場 ・ 病 院		0 8 0	14	0
工 場 ・ 倉 庫		0 9 0	375	36
土 蔵		1 0 0	15	4
附 属 家		1 1 0	3,201	614
合 計		1 2 0	ア 14,485	イ 2,058

地方公共団体コード						表番号				
1	4	3	2	0	5	9	7	2	8	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分 家 屋 の 種 類		行 番 号	(4) 床 面 積			(7) 決 定 価 格			(9) 単 位 当 たり 価 格		
			総 数 (㎡) (イ)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (㎡) (ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (ニ)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円) (ヘ)	(ニ) (イ)	(ホ) (ロ)	(ヘ) (ハ)
専 用 住 宅		9 0 1 1	12 a 1,009,136	23 88,582	34 920,554	45 16,923,712	56 109,641	67 16,814,071	77 16,770	1,238	18,265
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎		0 2 1	b 26,714	101	26,613	662,478	177	662,301	24,799	1,752	24,886
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	0 3 1	37,111	1,770	35,341	441,195	2,262	438,933	11,889	1,278	12,420
	そ の 他 の 用 の 部 分 2	0 4 1	13,521	743	12,778	154,964	967	153,997	11,461	1,301	12,052
	(1 + 2) 計	0 5 1	c 50,632	2,513	48,119	596,159	3,229	592,930	11,774	1,285	12,322
ホ テ ル ・ 旅 館 ・ 料 亭		0 6 1	d 11,917	24	11,893	63,044	122	62,922	5,290	5,083	5,291
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗		0 7 1	e 23,794	1,283	22,511	382,410	2,399	380,011	16,072	1,870	16,881
劇 場 ・ 病 院		0 8 1	f 4,567	0	4,567	54,534	0	54,534	11,941	0	11,941
工 場 ・ 倉 庫		0 9 1	g 30,792	1,990	28,802	199,240	2,775	196,465	6,471	1,394	6,821
土 蔵		1 0 1	h 531	249	282	707	279	428	1,331	1,120	1,518
附 属 家		1 1 1	i 112,226	19,659	92,567	435,329	28,214	407,115	3,879	1,435	4,398
合 計		1 2 1	エ 1,270,309	オ 114,401	カ 1,155,908	キ 19,317,613	ク 146,836	ケ 19,170,777	15,207	1,284	16,585

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	7	2
						8	5

第25表 木造以外の家屋に関する調
(1)事務所、店舗、百貨店

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区分 構造別	行番号	(1) (2) (3) (4) (5) (6)					
		棟数					
		総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 7	19	26 0	33 0	40 7	47 53
鉄筋コンクリート造	0 2 0	45		0	0	45	
鉄骨造	0 3 0	361		0	0	361	
軽量鉄骨造	0 4 0	77		1	0	76	
れんが造 コンクリートブロック造	0 5 0	17		0	0	17	
その他	0 6 0			0	0		
計	0 7 0	507	0	1	0	506	0

区分 構造別	行番号	(7) (8) (9) (10) (11) (12)					
		床面積			決定価格		
		総数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総額 (千円) (ニ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ヘ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 1	12 ア 16,813	23 0	34 16,813	45 634,441	56 0	67 634,441
鉄筋コンクリート造	0 2 1	イ 28,204	0	28,204	1,282,748	0	1,282,748
鉄骨造	0 3 1	ウ 103,130	0	103,130	5,146,116	0	5,146,116
軽量鉄骨造	0 4 1	エ 7,733	38	7,695	176,282	91	176,191
れんが造 コンクリートブロック造	0 5 1	オ 1,345	0	1,345	25,504	0	25,504
その他	0 6 1	カ	0			0	
計	0 7 1	157,225	38	157,187	7,265,091	91	7,265,000

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	7	2
						8	6

第26表 木造以外の家屋に関する調
(2)住宅、アパート

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区分 構造別	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		棟数					
		総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 10	19	26 0	33 0	40 10	47 53
鉄筋コンクリート造	0 2 0	153		0	0	153	
鉄骨造	0 3 0	375		0	0	375	
軽量鉄骨造	0 4 0	400		1	0	399	
れんが造 コンクリートブロック造	0 5 0	97		3	0	94	
その他	0 6 0			0	0		
計	0 7 0	1,035	0	4	0	1,031	0

区分 構造別	行番号	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	単位当たり価格		
		床面積			決定価格			(二) (イ)	(ホ) (ロ)	(ヘ) (ハ)
		総数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総額 (千円) (ニ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ヘ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 1	12 キ 4,181	23 0	34 4,181	45 92,141	56 0	67 92,141	77 22,038	0	22,038
鉄筋コンクリート造	0 2 1	ク 35,218	0	35,218	1,644,844	0	1,644,844	46,705	0	46,705
鉄骨造	0 3 1	ケ 54,483	0	54,483	1,377,833	0	1,377,833	25,289	0	25,289
軽量鉄骨造	0 4 1	コ 54,022	11	54,011	1,541,115	46	1,541,069	28,528	4,182	28,533
れんが造 コンクリートブロック造	0 5 1	サ 7,136	58	7,078	97,015	328	96,687	13,595	5,655	13,660
その他	0 6 1	シ	0			0		0	0	0
計	0 7 1	155,040	69	154,971	4,752,948	374	4,752,574	30,656	5,420	30,668

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	7	7

第27表 木造以外の家屋に関する調
(3)病院、ホテル

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区分 構造別	行番号	(1) (2) (3) (4) (5) (6)					
		棟数					
		総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 11	19	26 0	33 0	40 11	47 53
鉄筋コンクリート造	0 2 0	37		0	0	37	
鉄骨造	0 3 0	29		0	0	29	
軽量鉄骨造	0 4 0	3		0	0	3	
れんが造 コンクリートブロック造	0 5 0	3		0	0	3	
その他	0 6 0			0	0		
計	0 7 0	83	0	0	0	83	0

区分 構造別	行番号	(7) (8) (9) (10) (11) (12)						単位当たり価格		
		床面積			決定価格			単位当たり価格		
		総数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総額 (千円) (ニ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ヘ)	(二) (イ) (円) (ト)	(ホ) (ロ) (円) (チ)	(ヘ) (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 1	12 ス 10,872	23 0	34 10,872	45 687,116	56 0	67 687,116	77 63,201	0	63,201
鉄筋コンクリート造	0 2 1	セ 55,498	0	55,498	3,546,096	0	3,546,096	63,896	0	63,896
鉄骨造	0 3 1	ソ 10,583	0	10,583	523,383	0	523,383	49,455	0	49,455
軽量鉄骨造	0 4 1	タ 1,039	0	1,039	12,927	0	12,927	12,442	0	12,442
れんが造 コンクリートブロック造	0 5 1	チ 847	0	847	35,493	0	35,493	41,904	0	41,904
その他	0 6 1	ツ	0			0		0	0	0
計	0 7 1	78,839	0	78,839	4,805,015	0	4,805,015	60,947	0	60,947

地方公共団体コード					表番号		
4	3	2	0	5	9	7	8

第28表 木造以外の家屋に関する調
(4)工場、倉庫、市場

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分 構 造 別	行 番 号	(1) (2) (3) (4) (5) (6) 棟 数					
		総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 14	19	26 0	33 0	40 14	47 53
鉄筋コンクリート造	0 2 0	40		2	0	38	
鉄 骨 造	0 3 0	781		3	0	778	
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	233		8	0	225	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	229		12	0	217	
そ の 他	0 6 0			0	0		
計	0 7 0	1,297	0	25	0	1,272	0

区 分 構 造 別	行 番 号	(7) (8) (9) (10) (11) (12) 床 面 積						単 位 当 た り 価 格		
		総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		総 額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
		(㎡) (イ)	(㎡) (ロ)	(㎡) (ハ)	(千円) (ニ)	(千円) (ホ)	(千円) (ヘ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 1	12 テ 10,963	23 0	34 10,963	45 141,832	56 0	67 141,832	77 12,937	0	12,937
鉄筋コンクリート造	0 2 1	ト 10,352	6	10,346	335,489	75	335,414	32,408	12,500	32,420
鉄 骨 造	0 3 1	ナ 296,306	103	296,203	5,834,549	420	5,834,129	19,691	4,078	19,696
軽 量 鉄 骨 造	0 4 1	ニ 19,532	169	19,363	154,391	890	153,501	7,905	5,266	7,928
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 1	ヌ 7,635	305	7,330	80,551	1,115	79,436	10,550	3,656	10,837
そ の 他	0 6 1	ネ	0			0		0	0	0
計	0 7 1	344,788	583	344,205	6,546,812	2,500	6,544,312	18,988	4,288	19,013

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	7	9

第29表 木造以外の家屋に関する調
(5)その他

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分 構 造 別	行 番 号	(1) (2) (3) (4) (5) (6) 棟 数					
		総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 3	19	26 1	33 0	40 2	47 53
鉄筋コンクリート造	0 2 0	31		1	0	30	
鉄 骨 造	0 3 0	133		1	0	132	
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	165		13	0	152	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	217		18	0	199	
そ の 他	0 6 0			0	0		
計	0 7 0	549	0	34	0	515	0

区 分 構 造 別	行 番 号	(7) (8) (9) (10) (11) (12) 床 面 積						単 位 当 た り 価 格		
		総 数		法定免税点 未満のもの		法定免税点 以上のもの		法定免税点 未満のもの		法定免税点 以上のもの
		(㎡) (イ)	(㎡) (ロ)	(㎡) (ハ)	総 額 (千円) (ニ)	(千円) (ホ)	(千円) (ヘ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 1	12 ノ 92	23 6	34 86	45 1,117	56 7	67 1,110	77 12,141	1,167	12,907
鉄筋コンクリート造	0 2 1	ハ 895	5	890	19,970	189	19,781	22,313	37,800	22,226
鉄 骨 造	0 3 1	ヒ 8,731	24	8,707	74,155	123	74,032	8,493	5,125	8,503
軽 量 鉄 骨 造	0 4 1	フ 6,954	423	6,531	34,268	1,404	32,864	4,928	3,319	5,032
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 1	ヘ 5,210	338	4,872	50,571	1,601	48,970	9,707	4,737	10,051
そ の 他	0 6 1	ホ	0			0		0	0	0
計	0 7 1	21,882	796	21,086	180,081	3,324	176,757	8,230	4,176	8,383

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	7	0

第30表 木造以外の家屋に関する調
(6)合計

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区分 構造別	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		棟数					
		総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 45	19 0	26 1	33 0	40 44	47 0
鉄筋コンクリート造	0 2 0	306	0	3	0	303	0
鉄骨造	0 3 0	1,679	0	4	0	1,675	0
軽量鉄骨造	0 4 0	878	0	23	0	855	0
れんが造 コンクリートブロック造	0 5 0	563	0	33	0	530	0
その他	0 6 0	0	0	0	0	0	0
計	0 7 0	コ 3,471	0	サ 64	0	シ 3,407	0

区分 構造別	行番号	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	単位当たり価格		
		床面積			決定価格			(ニ) (イ)	(ホ) (ロ)	(ヘ) (ハ)
		総数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総額 (千円) (ニ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ヘ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 1	12 42,921	23 6	34 42,915	45 1,556,647	56 7	67 1,556,640	77 36,268	1,167	36,273
鉄筋コンクリート造	0 2 1	130,167	11	130,156	6,829,147	264	6,828,883	52,465	24,000	52,467
鉄骨造	0 3 1	473,233	127	473,106	12,956,036	543	12,955,493	27,378	4,276	27,384
軽量鉄骨造	0 4 1	89,280	641	88,639	a 1,918,983	2,431	1,916,552	21,494	3,793	21,622
れんが造 コンクリートブロック造	0 5 1	22,173	701	21,472	b 289,134	3,044	286,090	13,040	4,342	13,324
その他	0 6 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0 7 1	ス 757,774	セ 1,486	ソ 756,288	タ 23,549,947	チ 6,289	ツ 23,543,658	31,078	4,232	31,131

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7 3 1

第31表 新增分家屋に関する調
(1)木造家屋

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分 家 屋 の 種 類		(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)		単位 当 たり 再建築費評点数 (ロ) (イ) (点)	単位 当 たり 価 格 (ハ) (イ) (円)
		行 番 号		棟 数		床 面 積		再 建 築 費 評 点 数		決 定 価 格									
				総 数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点) (ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分								
新 増 分	専 用 住 宅	9 0 1 0	12 49	18 3	24 ^a 4,756	33 61	41 551,734	51 7,885	60 436,973	70 6,245	79 116,008	89 91,878							
	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	0 2 0	1		b 199		22,447		17,778		112,799	89,337							
	併 用 住 宅	0 3 0	2		c 127		14,159		11,214		111,488	88,299							
	ホ テ ル ・ 旅 館 ・ 料 亭	0 4 0			d 117		11,139		8,822		95,205	75,402							
	事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	0 5 0	2		e 50		4,264		3,377		85,280	67,540							
	劇 場 ・ 病 院	0 6 0			f 168		11,977		9,457		71,292	56,292							
	工 場 ・ 倉 庫	0 7 0	2		g 61		615,720	7,885	487,621	6,245	113,664	90,017							
	土 蔵	0 8 0			h 63														
	附 属 家	0 9 0	7		i 3														
合 計		1 0 0	j 63	k 3	ヤ 5,417	ユ 61	615,720	7,885	487,621	6,245	113,664	90,017							

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 3 2

第32表 新增分家屋に関する調
(2)木造以外の家屋（その1）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分 家屋の種類 構 造 別			行 番 号		(1) 棟 数		(2) 床 面 積		(3) 再 建 築 費 評 点 数		(4) 決 定 価 格		単 位 当 たり 再 建 築 費 評 点 数 (ロ) (イ)	単 位 当 たり 価 格 (ハ) (イ) (円)
					総 数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点) (ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分		
新	事務所・店舗・百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 0	12	18	24 ア	33	41	51	60	70	79	0	0
		鉄筋コンクリート造	0 2 0			イ							0	0
		鉄 骨 造	0 3 0		1		6,278		824,784		889,117		131,377	141,624
		軽 量 鉄 骨 造	0 4 0										0	0
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0										0	0
		そ の 他	0 6 0										0	0
		計	0 7 0	1	0	6,278	0	824,784	0	889,117	0	131,377	141,624	
増	住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0 8 0			キ							0	0
		鉄筋コンクリート造	0 9 0			ク							0	0
		鉄 骨 造	1 0 0		3		225		24,089		21,198		107,062	94,213
		軽 量 鉄 骨 造	1 1 0										0	0
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	1 2 0										0	0
		そ の 他	1 3 0										0	0
		計	1 4 0	3	0	225	0	24,089	0	21,198	0	107,062	94,213	
分	病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	1 5 0			ス							0	0
		鉄筋コンクリート造	1 6 0			セ							0	0
		鉄 骨 造	1 7 0			ソ							0	0
		軽 量 鉄 骨 造	1 8 0			タ							0	0
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	1 9 0			チ							0	0
		そ の 他	2 0 0			ツ							0	0
		計	2 1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 3 2

第32表 新增分家屋に関する調
(2)木造以外の家屋（その2）

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

家屋の種類 区分 構造別			行番号	(1)棟数		(3)床面積		(5)再建築費評点数		(7)決定価格		単位当たり 再建築費評点数 (ロ) (イ)	単位当たり価 格 (ハ) (イ)		
				総数	うち増築分	総数 (㎡) (イ)	うち増築分	総点数 (千点) (ロ)	うち増築分	総額 (千円) (ハ)	うち増築分				
新 増 分	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	2 2 0	12	18	24	テ	33	41	51	60	70	79	0	0
		鉄筋コンクリート造	2 3 0				ト							0	0
		鉄骨造	2 4 0		5	1	ナ	296	22	19,921	1,172	21,412	1,260	67,301	72,338
		軽量鉄骨造	2 5 0		4		ニ	101		5,616		5,903		55,604	58,446
		れんが造 コンクリートブロック造	2 6 0				ヌ							0	0
		その他	2 7 0				ネ							0	0
		計	2 8 0		9	1		397	22	25,537	1,172	27,315	1,260	64,325	68,804
	その他の	鉄骨鉄筋コンクリート造	2 9 0				ノ							0	0
		鉄筋コンクリート造	3 0 0				ハ							0	0
		鉄骨造	3 1 0				ヒ							0	0
		軽量鉄骨造	3 2 0		4		フ	16		746		713		46,625	44,563
		れんが造 コンクリートブロック造	3 3 0				ヘ							0	0
		その他	3 4 0				ホ							0	0
		計	3 5 0		4	0		16	0	746	0	713	0	46,625	44,563
合 計			3 6 0	e 17	g 1	リ 6,916	ル 22	875,156	1,172	レ 938,343	ロ 1,260	126,541	135,677		

地方公共団体コード					表番号		
4	3	2	0	5	9	7	3

第33表 減少分家屋に関する調
(1) 木造家屋

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区分 家屋の種類	行番号	(1) 棟数	(2) 床面積	(3) 決定価格	単位当たり価格 (円)
		総数	総数 (㎡) (イ)	総額 (千円) (ロ)	
専用住宅	9 0 1 0	12 70	19 4,697	28 30,921	6,583
共同住宅・寄宿舍	0 2 0	38 2	45 130	54 607	4,669
併用住宅	0 3 0	12 13	19 679	28 3,758	5,535
ホテル・旅館・料亭	0 4 0	38 3	45 1,349	54 9,829	7,286
事務所・銀行・店舗	0 5 0	12 5	19 424	28 2,752	6,491
劇場・病院	0 6 0	38	45	54 63	0
工場・倉庫	0 7 0	12 2	19 160	28 238	1,488
土蔵	0 8 0	38	45	54 63	0
附属家	0 9 0	12 20	19 633	28 1,411	2,229
合計	1 0 0	38 115	45 8,072	54 49,516	6,134

地方公共団体コード	表番号
4 3 2 0 5 9	7 3 4

第34表 減少分家屋に関する調
(2) 木造以外の家屋

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区分 家屋の種類	行番号	(1) 棟数	(2) 床面積	(3) 決定価格	単位当たり価格 $\frac{(\text{ロ})}{(\text{イ})}$ (円)
		総数	総数 (㎡) (イ)	総額 (千円) (ロ)	
事務所・店舗・百貨店	9 0 1 0	12 11	19 4,787	28 167,873	35,069
住宅・アパート	0 2 0	38 8	45 1,601	54 45,178	28,219
病院・ホテル	0 3 0	12	19	28	0
工場・倉庫・市場	0 4 0	38 5	45 232	54 1,481	6,384
その他	0 5 0	12 6	19 311	28 1,635	5,257
合計	0 6 0	38 30	45 6,931	54 216,167	31,188

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7 3 8 7

第37表 軽減税額等に関する調（その1）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分		減額 割合	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
				総 数			減 額	
				個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	割 合	
							(A)	(B)
法 第 352 条 の 3	第1項 震災等代替家屋等	1/2	90 1 0	12	21	31	40	42 44
法 附 則 第 15 条 の 6	第1項 新築住宅	1/2	0 2 0	146	13,086	9,232		
	第2項 新築住宅（中高層耐火建築物）	1/2	0 3 0					
法 附 則 第 15 条 の 7	第1項 認定長期優良住宅	1/2	0 4 0	40	4,138	3,004		
	第2項 認定長期優良住宅（中高層耐火建築物）	1/2	0 5 0					
法 附 則 第 15 条 の 8	第1項 市街地再開発事業	第1種 住宅（居住部分）	2/3	0 6 0				
		第1種 住宅（非居住部分）	1/4	0 7 0				
		第1種 住宅以外	1/4	0 8 0				
		第2種 住宅（居住部分）	2/3	0 9 0				
		第2種 住宅（非居住部分）	1/3	1 0 0				
		第2種 住宅以外	1/3	1 1 0				
	第2項 サービス付き高齢者向け住宅	-	1 2 0				2	3
	第3項 防災街区整備事業	住宅（居住部分）	2/3	1 3 0				
		住宅（非居住部分）	1/3	1 4 0				
		住宅以外	1/3	1 5 0				
	第4項 高規格堤防整備事業	住宅（特定居住用部分）	2/3	1 6 0				
		住宅（非特定居住用部分）	1/3	1 7 0				
		住宅以外	1/3	1 8 0				
法 附 則 第 15 条 の 9	第1項 耐震改修（住宅）	1/2	1 9 0					
	第4項 バリアフリー改修（区分所有以外）	1/3	2 0 0					
	第5項 バリアフリー改修（区分所有）	1/3	2 1 0					
	第9項 省エネ改修（区分所有以外）	1/3	2 2 0					
	第10項 省エネ改修（区分所有）	1/3	2 3 0					
法 附 則 第 15 条 の 9 の 2	第1項 耐震改修（認定長期優良住宅化）	2/3	2 4 0					
	第1項 耐震改修（通行障害・認定長期優良住宅化：1年目）	2/3	2 5 0					
	第1項 耐震改修（通行障害・認定長期優良住宅化：2年目）	1/2	2 6 0					
	第4項 省エネ改修（区分所有以外・認定長期優良住宅化）	2/3	2 7 0					
	第5項 省エネ改修（区分所有・認定長期優良住宅化）	2/3	2 8 0					
法 附 則 第 15 条 の 9 の 3	第1項 マンションの大規模修繕	-	2 9 0					
法 附 則 第 15 条 の 10	第1項 耐震改修（住宅以外）	1/2	3 0 0					
法 附 則 第 15 条 の 11	第1項 改修実演芸術公演施設	1/3	3 1 0					
法 附 則 第 16 条 の 2	第10項 平成28年熊本地震 被災代替家屋	1/2	3 2 0					
法 附 則 第 16 条 の 3	第10項 平成30年7月豪雨 被災代替家屋	1/2	3 3 0					
平成30年附則第20条	第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	3 4 0					
合 計			3 5 0	186	17,224	12,236		
		う ち 個 人	3 6 0	174	16,388	11,663		
		う ち 法 人	3 7 0	12	836	573		

※「減額割合（わがまち特例）（4）（5）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、（1）～（3）が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7
							8
							3
							7

第37表 軽減税額等に関する調（その2）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			減額 割合	行 番 号	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
					令和5年度に新たに軽減対象となったもの	令和5年度で軽減期間の終了するもの				
					個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法 第 352 条 の 3	第1項 震災等代替家屋等		1/2	90 1 1	12	21	31	40	49	59 67
法 附 則 第 15 条 の 6	第1項 新築住宅		1/2	0 2 1	ア 45	イ 3,854	ウ 2,692	54	4,750	3,316
	第2項 新築住宅（中高層耐火建築物）		1/2	0 3 1	エ	オ	カ			
法 附 則 第 15 条 の 7	第1項 認定長期優良住宅		1/2	0 4 1	13	1,297	963	5	529	335
	第2項 認定長期優良住宅（中高層耐火建築物）		1/2	0 5 1						
法 附 則 第 15 条 の 8	第1項 市街地再開発事業	第1種 住宅（居住部分）	2/3	0 6 1						
		第1種 住宅（非居住部分）	1/4	0 7 1						
		第1種 住宅以外	1/4	0 8 1						
		第2種 住宅（居住部分）	2/3	0 9 1						
		第2種 住宅（非居住部分）	1/3	1 0 1						
		第2種 住宅以外	1/3	1 1 1						
	第2項 サービス付き高齢者向け住宅		-	1 2 1						
	第3項 防災街区整備事業	住宅（居住部分）	2/3	1 3 1						
		住宅（非居住部分）	1/3	1 4 1						
		住宅以外	1/3	1 5 1						
	第4項 高規格堤防整備事業	住宅（特定居住用部分）	2/3	1 6 1						
		住宅（非特定居住用部分）	1/3	1 7 1						
		住宅以外	1/3	1 8 1						
法 附 則 第 15 条 の 9	第1項 耐震改修（住宅）		1/2	1 9 1						
	第4項 バリアフリー改修（区分所有以外）		1/3	2 0 1						
	第5項 バリアフリー改修（区分所有）		1/3	2 1 1						
	第9項 省エネ改修（区分所有以外）		1/3	2 2 1						
	第10項 省エネ改修（区分所有）		1/3	2 3 1						
法 附 則 第 15 条 の 9 の 2	第1項 耐震改修（認定長期優良住宅化）		2/3	2 4 1						
	第1項 耐震改修（通行障害・認定長期優良住宅化：1年目）		2/3	2 5 1						
	第1項 耐震改修（通行障害・認定長期優良住宅化：2年目）		1/2	2 6 1						
	第4項 省エネ改修（区分所有以外・認定長期優良住宅化）		2/3	2 7 1						
	第5項 省エネ改修（区分所有・認定長期優良住宅化）		2/3	2 8 1						
法 附 則 第 15 条 の 9 の 3	第1項 マンションの大規模修繕		-	2 9 1						
法 附 則 第 15 条 の 10	第1項 耐震改修（住宅以外）		1/2	3 0 1						
法 附 則 第 15 条 の 11	第1項 改修実演芸術公演施設		1/3	3 1 1						
法 附 則 第 16 条 の 2	第10項 平成28年熊本地震 被災代替家屋		1/2	3 2 1						
法 附 則 第 16 条 の 3	第10項 平成30年7月豪雨 被災代替家屋		1/2	3 3 1						
平成30年附則第20条	第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅		1/2	3 4 1						
合 計				3 5 1	58	5,151	3,655	59	5,279	3,651
		う ち 個 人		3 6 1	57	5,046	3,591	49	4,762	3,326
		う ち 法 人		3 7 1	1	105	64	10	517	325

地方公共団体コード					表番号		
4	3	2	0	5	9	7	3

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

建 築 年 次	行 番 号	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		単 位 当 た り 価 格		
		木 造 家 屋		木 造 以 外 の 家 屋		計								(一)	(二)	(三)
		床 面 積	決 定 価 格	床 面 積	決 定 価 格	床 面 積	決 定 価 格	床 面 積	決 定 価 格	床 面 積	決 定 価 格	床 面 積	決 定 価 格	(イ)	(ハ)	(ホ)
		(㎡) (イ)	(千円) (ロ)	(㎡) (ハ)	(千円) (ニ)	(㎡) (ホ)	(千円) (ヘ)							(円)	(円)	(円)
昭 和 38 年 1 月 1 日 以 前	9 0 1 0	12 346,355	23 661,253	34 52,468	45 665,512	56 398,823	67 1,326,765	77						1,909	12,684	3,327
昭和38年1月2日～昭和41年1月1日	0 2 0	35,990	151,255	8,668	89,471	44,658	240,726							4,203	10,322	5,390
昭和41年1月2日～昭和44年1月1日	0 3 0	55,457	285,128	23,942	261,681	79,399	546,809							5,141	10,930	6,887
昭和44年1月2日～昭和47年1月1日	0 4 0	48,491	449,550	40,870	490,470	89,361	940,020							9,271	12,001	10,519
昭和47年1月2日～昭和50年1月1日	0 5 0	65,901	794,685	24,647	277,062	90,548	1,071,747							12,059	11,241	11,836
昭和50年1月2日～昭和53年1月1日	0 6 0	78,527	1,048,975	49,032	925,114	127,559	1,974,089							13,358	18,868	15,476
昭和53年1月2日～昭和56年1月1日	0 7 0	76,214	1,020,918	50,023	811,305	126,237	1,832,223							13,395	16,219	14,514
昭和56年1月2日～昭和59年1月1日	0 8 0	60,354	803,930	61,396	1,300,420	121,750	2,104,350							13,320	21,181	17,284
昭和59年1月2日～昭和62年1月1日	0 9 0	64,214	841,369	38,785	586,214	102,999	1,427,583							13,103	15,114	13,860
昭和62年1月2日～平成2年1月1日	1 0 0	56,383	818,250	51,967	1,474,056	108,350	2,292,306							14,512	28,365	21,156
平成2年1月2日～平成5年1月1日	1 1 0	53,841	842,342	64,083	2,305,721	117,924	3,148,063							15,645	35,980	26,696
平成5年1月2日～平成8年1月1日	1 2 0	52,632	840,500	30,243	972,816	82,875	1,813,316							15,969	32,167	21,880
平成8年1月2日～平成11年1月1日	1 3 0	53,875	951,310	42,675	1,546,678	96,550	2,497,988							17,658	36,243	25,872
平成11年1月2日～平成14年1月1日	1 4 0	49,657	1,042,004	64,467	2,903,557	114,124	3,945,561							20,984	45,039	34,573
平成14年1月2日～平成17年1月1日	1 5 0	35,272	1,038,636	49,379	2,317,113	84,651	3,355,749							29,446	46,925	39,642
平成17年1月2日～平成20年1月1日	1 6 0	28,245	1,107,572	43,374	2,089,024	71,619	3,196,596							39,213	48,163	44,633
平成20年1月2日～平成23年1月1日	1 7 0	27,318	1,179,077	17,090	1,046,078	44,408	2,225,155							43,161	61,210	50,107
平成23年1月2日～平成26年1月1日	1 8 0	21,669	1,151,065	15,004	847,466	36,673	1,998,531							53,120	56,483	54,496
平成26年1月2日～平成29年1月1日	1 9 0	21,745	1,263,847	13,240	870,870	34,985	2,134,717							58,121	65,776	61,018
平成29年1月2日～令和2年1月1日	2 0 0	20,687	1,446,615	6,671	581,555	27,358	2,028,170							69,929	87,177	74,134
令和2年1月2日～令和4年1月1日	2 1 0	12,065	1,091,711	2,834	249,421	14,899	1,341,132							90,486	88,010	90,015
令和4年1月2日～令和5年1月1日 (新 増 分)	2 2 0	ヤ 5,417	ヨ 487,621	リ 6,916	レ 938,343	12,333	1,425,964							90,017	135,677	115,622
合 計 (令 和 5 年 度 総 評 価 額 等)	2 3 0	エ 1,270,309	キ 19,317,613	ス 757,774	タ 23,549,947	2,028,083	42,867,560							15,207	31,078	21,137

地方公共団体コード						表番号	
¹ 4	3	2	0	5	9	⁷ 3	⁸ 9

第39表 家屋の変動に関する調

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

摘 要		行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)
			木 造 家 屋		木 造 以 外 の 家 屋	
			床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)
令和4年度の概要調書(修正前) (1)		9 0 1 0	12 1,272,758	22 18,838,885	34 756,723	44 22,807,612
令和4年度概要調書の修正	R3. 1. 1以前の減少分、 その他の捕捉誤り (2)	0 2 0	1,040	2,544	91	1,003
	R3. 1. 1以前の新築分及び 増築分の捕捉漏れ (3)	0 3 0	1,812	45,474	1,251	23,289
	R3. 1. 2～R4. 1. 1の 減少分の捕捉誤り (4)	0 4 0	546	3,470	83	2,009
	R3. 1. 2～R4. 1. 1の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0 5 0	8	1,085	0	0
	R3. 1. 2～R4. 1. 1の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0 6 0	3	303	0	0
令和4年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6) (7)		0 7 0	1,272,995	18,879,733	757,800	22,827,889
減少分家屋 (8)		0 8 0	8,072	49,516	6,931	216,167
減価分家屋 (9)		0 9 0				
不均衡是正による増減額等 (10)		1 0 0	[		[	
改築分等家屋 (11)		1 1 0				
課税・非課税変更分家屋 (12)		1 2 0	△ 31	△ 225	△ 11	△ 118
在来分家屋 (13)		1 3 0	(7) - (8) + (12) 1,264,892	(7)-(8)+(10)+(11)+(12) 18,829,992	(7) - (8) + (12) 750,858	(7)-(8)+(10)+(11)+(12) 22,611,604
新築分家屋 (14)		1 4 0	5,356	481,376	6,894	937,083
増築分家屋 (15)		1 5 0	61	6,245	22	1,260
令和5年度の決定価格等 (13) + (14) + (15) (16)		1 6 0	1,270,309	19,317,613	757,774	23,549,947

地方公共団体コード						表番号				
1	4	3	2	0	5	9	7	8	4	0

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の
床面積区分に関する調
(令和5年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

→											
区 分	行 番 号	(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
		1 個 当 た り 床 面 積									
		50 m ² 以 上 100 m ² 以 下 (貸家の用に供される場合は40 m ² 以上100 m ² 以下)			100 m ² 超 120 m ² 以 下			120 m ² 超 140 m ² 以 下			
		個 数 (個)	床 面 積 (m²)	軽 減 税 額 (千円)	個 数 (個)	床 面 積 (m²)	軽 減 税 額 (千円)	個 数 (個)	床 面 積 (m²)	軽 減 税 額 (千円)	
第1項・3年間適用	9 0 1 0	12 26	17 1,751	25 1,257	33 15	38 1,623	46 1,093	54 2	59 258	67 176	
第2項・5年間適用	0 2 0										
合 計	0 3 0	26	1,751	1,257	15	1,623	1,093	2	258	176	

→											
区 分	行 番 号	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	
		1 個 当 た り 床 面 積									
		140 m ² 超 160 m ² 以 下			160 m ² 超 200 m ² 以 下			200 m ² 超 240 m ² 以 下			
個 数	床 面 積	軽 減 税 額	個 数	床 面 積	軽 減 税 額	個 数	床 面 積	軽 減 税 額			
		(個)	(m ²)	(千円)	(個)	(m ²)	(千円)	(個)	(m ²)	(千円)	
第1項・3年間適用	9 0 1 1	12 2	17 288	25 166	33	38	46	54	59	67 74	
第2項・5年間適用	0 2 1										
合 計	0 3 1	2	288	166	0	0	0	0	0	0	

		(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
区 分	行 番 号	1 個 当 た り 床 面 積			計		
		240 m ² 超 280 m ² 以 下					
		個 数 (個)	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	個 数 (個)	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
第1項・3年間適用	9 0 1 2	12	17	25	33 ア 45	38 3,920	46 ウ 2,692
第2項・5年間適用	0 2 2				エ 0	0	カ 0
合 計	0 3 2	0	0	0	45	3,920	2,692

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 4 1

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅の個数に関する調
(令和5年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		A 床 面 積 要 件 を 満 た さ な い 住 宅				
		50 m ² (貸家の 場合 40 m ²) 未 満 (個)	280 m ² 超 300 m ² 以 下 (個)	300 m ² 超 320 m ² 以 下 (個)	320 m ² 超 (個)	計 (個)
第 1 項	9 0 1 0	12	17	22	27	32 36 0
第 2 項	0 2 0					0
合 計	0 3 0	0	0	0	0	0

区 分	行 番 号	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
		B 居 住 割 合 が 1/2 未 満 の 併 用 住 宅 等						A・Bの要件を満たさないために減 額の適用を受けなかった住宅	
		計 (個)	う ち 、 50 m ² (貸家の場合 40 m ²) 未 満 (個)	床 面 積 要 件 を 満 280 m ² 超 300 m ² 以 下 (個)	300 m ² 超 320 m ² 以 下 (個)	320 m ² 超 (個)	小 計 (個)	個 数	床 面 積 (m ²)
第 1 項	9 0 1 1	12	17	22	27	32	37 0	42 0	47 54
第 2 項	0 2 1						0	0	
合 計	0 3 1	0	0	0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号				
1	4	3	2	0	5	9	7	4	2	8

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の
床面積区分に関する調
(令和5年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
		1 個 当 た り 床 面 積			100 m ² 超 120 m ² 以 下			120 m ² 超 140 m ² 以 下		
		50 m ² 以 上 100 m ² 以 下 (貸家の用に供される場合は40 m ² 以上100 m ² 以下)								
		個 数 (個)	床 面 積 (m ²)	軽 減 税 額 (千円)	個 数 (個)	床 面 積 (m ²)	軽 減 税 額 (千円)	個 数 (個)	床 面 積 (m ²)	軽 減 税 額 (千円)
第1項・5年間適用	9 0 1 0	12 4	17 279	25 205	33 7	38 778	46 582	54 2	59 246	67 176
第2項・7年間適用	0 2 0									
合 計	0 3 0	4	279	205	7	778	582	2	246	176

区 分	行 番 号	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
		1 個 当 た り 床 面 積			160 m ² 超 200 m ² 以 下			200 m ² 超 240 m ² 以 下		
		140 m ² 超 160 m ² 以 下								
		個 数 (個)	床 面 積 (m ²)	軽 減 税 額 (千円)	個 数 (個)	床 面 積 (m ²)	軽 減 税 額 (千円)	個 数 (個)	床 面 積 (m ²)	軽 減 税 額 (千円)
第1項・5年間適用	9 0 1 1	12	17	25	33	38	46	54	59	67
第2項・7年間適用	0 2 1									
合 計	0 3 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	行 番 号	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
		1 個 当 た り 床 面 積			計		
		240 m ² 超 280 m ² 以 下					
		個 数 (個)	床 面 積 (m ²)	軽 減 税 額 (千円)	個 数 (個)	床 面 積 (m ²)	軽 減 税 額 (千円)
第1項・5年間適用	9 0 1 2	12	17	25	33 13	38 1,303	46 963
第2項・7年間適用	0 2 2				0	0	0
合 計	0 3 2	0	0	0	13	1,303	963

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	743

第43表 新築住宅に関する調

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

			(1)			(2)		(3)		(4)							
区 分			行 番 号			棟 数		住 居 数		床 面 積 (㎡)		決 定 価 格 (千円)		床面積 住居数	決定価格 床面積(円)		
木造家屋	一戸建	専 用 住 宅 (1)	9	0	1	0	12	49	18	49	24	4,756	32	436,973	97	91,878	
		併 用 住 宅 (2)	0	0	2	0	42	2	48	2	54	127	62	11,214	64	88,299	
家屋	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎 (3)		0	0	3	0	12	1	18	4	24	199	32	17,778	50	89,337	
	計 (1) + (2) + (3) (4)		9	0	4	0	42	52	48	55	54	5,082	62	465,965	92	91,689	
木造戸建住宅以外家屋	戸建住宅	鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 (5)	0	0	5	0	12		18		24		32		0	0	
		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 (6)	9	0	0	6	0	42		48		54		62	71	0	0
		鉄 骨 造 (7)	0	0	7	0	12	3	18	3	24	225	32	21,198	75	94,213	
		軽 量 鉄 骨 造 (8)	9	0	0	8	0	42		48		54		62	71	0	0
		れ ん が 造 コンクリートブロック造 (9)	0	0	9	0	12		18		24		32		0	0	
		そ の 他 (10)	9	1	0	0	42		48		54		62	71	0	0	
		小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) (11)	1	1	1	0	12	3	18	3	24	225	32	21,198	75	94,213	
	共同住宅	鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 (12)	9	1	2	0	42		48		54		62	71	0	0	
		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 (13)	1	1	3	0	12		18		24		32		0	0	
		鉄 骨 造 (14)	9	1	4	0	42		48		54		62	71	0	0	
		軽 量 鉄 骨 造 (15)	1	1	5	0	12		18		24		32		0	0	
		れ ん が 造 コンクリートブロック造 (16)	9	1	6	0	42		48		54		62	71	0	0	
		そ の 他 (17)	1	1	7	0	12		18		24		32		0	0	
		小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17) (18)	9	1	8	0	42	0	48	0	54	0	62	710	0	0	
		寄 宿 舎 (19)	1	1	9	0	12		18		24		32		0	0	
		計 (11) + (18) + (19) (20)	9	2	0	0	42	3	48	3	54	225	62	21,198	75	94,213	
合 計 (4) + (20) (21)		2	2	1	0	12	55	18	58	24	5,307	32	487,163	92	91,796		

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	7	8
	4					4	4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調（その1）

都 道 府 県 名 熊本県

市 町 村 名 水俣市

区 分				行 番 号		(1) 総 数			(2) 令和 5 年度に新たに軽減の対象となったもの		
						個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法 附 則 第 56 条	第 11 項 東日本大震災 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のあるもの	9	12	19	28	37	44	53	61	
			0	1	0						
		法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	3	0					
			1/3	0	4	0					
		合 計		0	5	0	0	0	0	0	
	第 14 項 東日本大震災 (居住困難区域内家 屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	6	0					
			1/3	0	7	0					
		法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	8	0					
			1/3	0	9	0					
		合 計		1	0	0	0	0	0	0	
合 計				1	1	0	0	0	0		

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	7	8
	4					4	4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調（その2）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分				行 番 号	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
					令和 5 年度で第15条の6等のみ軽減期間の終了するもの	令和 5 年度で軽減期間の終了するもの					
					個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	
法 附 則 第 56 条	第 11 項 東日本大震災 （滅失・損壊家屋の 代替取得家屋）	法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	9	12	19	28	37	44	53	61
			1/3	0	1	1					
		法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	2	1					
			1/3	0	3	1					
		合 計			1/2	0	4	1			
	第 14 項 東日本大震災 （居住困難区域内家 屋の代替取得家屋）	法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	5	1	0	0	0	0	0
			1/3	0	6	1					
		法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	7	1					
			1/3	0	8	1					
		合 計			1/2	0	9	1			
合 計				1	0	9	1	0	0	0	
合 計				1	1	1	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号	
4	3	2	0	5	9	45

第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分			(1) (2) (3)			
			総 数			
			行 番 号	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
法 附 則 第 55 条	第 4 項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のあるもの	9 0 1 0	12	19	28 36
		法附則第15条の6等の適用のないもの	0 2 0			
		合 計	0 3 0	0	0	0
	第 6 項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のあるもの	0 4 0			
		法附則第15条の6等の適用のないもの	0 5 0			
		合 計	0 6 0	0	0	0
	第 8 項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のあるもの	0 7 0			
		法附則第15条の6等の適用のないもの	0 8 0			
		合 計	0 9 0	0	0	0
合 計			1 0 0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1432059	746

第46表 都市再生特別措置法第88条第3項に規定する勧告を受けた住宅に関する調
(令和4年4月1日以降に新築されたものについて)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		都市再生特別措置法第88条第3項の規定による勧告に従わないで新築されたもの					
		個 数					
		総 数 (個)	災害危険区域 (出水等) (個)	地すべり防止 区 域 (個)	土砂災害特別 警戒区域 (個)	浸水被害防止 区 域 (個)	急傾斜地崩壊 危険区域 (個)
法附則第15条の6第1項の減額適用を受けなかったもの	9010	12	17	21	26	31	3640
法附則第15条の6第2項の減額適用を受けなかったもの	020						
合 計	030	0	0	0	0	0	0

区 分	行 番 号	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
		都市再生特別措置法第88条第3項の規定による勧告に従わないで新築されたもの					
		床 面 積					
		総 数 (㎡)	災害危険区域 (出水等) (㎡)	地すべり防止 区 域 (㎡)	土砂災害特別 警戒区域 (㎡)	浸水被害防止 区 域 (㎡)	急傾斜地崩壊 危険区域 (㎡)
法附則第15条の6第1項の減額適用を受けなかったもの	9011	12	17	21	26	31	3640
法附則第15条の6第2項の減額適用を受けなかったもの	021						
合 計	031	0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名

熊本県

市 町 村 名

水俣市

区 分 個 人・ 法人の別		(1)		(2)	(3)
		行 番 号	総 数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個 人	9	0 1 0	12 138	21 84	30 54 38
法 人		0 2 0	590	300	290
合 計		0 3 0	728	384	344

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7
							8
							0

第70表 償却資産の価格等に関する調（市町村計）

都 道 府 県 名

熊本県

市 町 村 名

水俣市

種 類		行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 額		(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		(4) 課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)		(イ) 以外のもの (ロ)	
				(千円)		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9	0 1 0	12	5, 517, 483	25	5, 387, 526	38	69, 039	51	5, 318, 487	63	
	機 械 及 び 装 置		0 2 0		32, 160, 199		32, 062, 734		58, 901		32, 003, 833		
	船 舶		0 3 0		61, 420		61, 220		201		61, 019		
	航 空 機		0 4 0				0						
	車 両 及 び 運 搬 具		0 5 0		93, 933		93, 933				93, 933		
	工 具 , 器 具 及 び 備 品		0 6 0		1, 661, 785		1, 661, 707		77		1, 661, 630		
	小 計 (ハ)		0 7 0		39, 494, 820		39, 267, 120		128, 218		39, 138, 902		
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの		0 8 0		22, 860, 506		22, 692, 855						
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		0 9 0										
	小 計 (ニ)		1 0 0		22, 860, 506		22, 692, 855						
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)			1 1 0										
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)			1 2 0		62, 355, 326		61, 959, 975						
同内 上訳	市 町 村 分 の 額		1 3 0				61, 959, 975						
	道 府 県 分 の 額		1 4 0										

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7
							8
							1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

種 類		行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 額		(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳	
				(千円)		(千円)		課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (イ) 以外のもの (ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9	0 1 0	12	18,858	25	18,858	38	51 63 18,858
	機 械 及 び 装 置		0 2 0		410,802		410,802		410,802
	船 舶		0 3 0				0		
	航 空 機		0 4 0				0		
	車 両 及 び 運 搬 具		0 5 0		910		910		910
	工 具 , 器 具 及 び 備 品		0 6 0		3,552		3,552		3,552
	小 計 (ハ)		0 7 0		434,122		434,122	0	434,122
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの		0 8 0						
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		0 9 0						
	小 計 (ニ)	1	0 0 0		0		0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1	1 0 0						
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1	2 0 0		434,122		434,122		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1	3 0 0				434,122		
	道 府 県 分 の 額	1	4 0 0						

地方公共団体コード						表番号	
¹ 4	3	2	0	5	9	⁷ 7	⁸ 2

第72表 償却資産の価格等に関する調（法人分）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

種 類		行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 額		(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		(4) 課 税 標 準 額 の 内 訳	
				(千円)		(千円)		課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)		(イ) 以外のもの (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9	0 1 0	12	5, 498, 625	25	5, 368, 668	38	69, 039	51	5, 299, 629
	機 械 及 び 装 置		0 2 0		31, 749, 397		31, 651, 932		58, 901		31, 593, 031
	船 舶		0 3 0		61, 420		61, 220		201		61, 019
	航 空 機		0 4 0				0				
	車 両 及 び 運 搬 具		0 5 0		93, 023		93, 023				93, 023
	工 具 , 器 具 及 び 備 品		0 6 0		1, 658, 233		1, 658, 155		77		1, 658, 078
	小 計 (ハ)		0 7 0		39, 060, 698		38, 832, 998		128, 218		38, 704, 780
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの		0 8 0		22, 860, 506		22, 692, 855				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		0 9 0								
	小 計 (ニ)	1	0 0 0		22, 860, 506		22, 692, 855				
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1	1 0 0								
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1	2 0 0		61, 921, 204		61, 525, 853				
同内	市 町 村 分 の 額	1	3 0 0				61, 525, 853				
上訳	道 府 県 分 の 額	1	4 0 0								

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（市町村計）

都 道 府 県 名

熊本県

市 町 村 名

水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 （ 人 ）	(2) 課 税 標 準 額 （ 千 円 ）
150 万 円 未 満 の も の			9 0 1 0	12 384	21 165,872
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9 0 2 0	12 13	21 20,106
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9 0 3 0	12 7	21 11,507
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9 0 4 0	12 2	21 3,491
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9 0 5 0	12 7	21 13,057
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9 0 6 0	12 9	21 17,587
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9 0 7 0	12 17	21 37,719
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9 0 8 0	12 14	21 38,553
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9 0 9 0	12 117	21 697,938
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9 1 0 0	12 62	21 894,709
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9 1 1 0	12 21	21 484,633
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9 1 2 0	12 36	21 2,100,559
1 億 円 以 上 の も の			9 1 3 0	12 39	21 57,640,116
計			9 1 4 0	12 728	21 62,125,847
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 12	21 22,693,092
		知事配分	9 1 6 0	12	21
	法 第 743 条 関 係		9 1 7 0	12	21

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都 道 府 県 名

熊本県

市 町 村 名

水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 （ 人 ）	(2) 課 税 標 準 額 （ 千 円 ）
150 万 円 未 満 の も の			9 0 1 0	12 84	21 28,034
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9 0 2 0	12 3	21 4,603
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9 0 3 0	12 2	21 3,300
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9 0 4 0	12	21
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9 0 5 0	12 3	21 5,611
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9 0 6 0	12 1	21 1,942
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9 0 7 0	12 3	21 6,761
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9 0 8 0	12 2	21 5,375
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9 0 9 0	12 22	21 119,631
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9 1 0 0	12 14	21 205,517
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9 1 1 0	12 4	21 81,382
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9 1 2 0	12	21
1 億 円 以 上 の も の			9 1 3 0	12	21
計			9 1 4 0	12 138	21 462,156
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	12	21
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	12	21
	法 第 743 条 関 係		9 1 7 0	12	21

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7 8 1

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都 道 府 県 名

熊本県

市 町 村 名

水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 （ 人 ）	(2) 課 税 標 準 額 （ 千 円 ）
150 万 円 未 満 の も の			9 0 1 0	12 300	21 137,838 ³³
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9 0 2 0	12 10	21 15,503 ³³
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9 0 3 0	12 5	21 8,207 ³³
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9 0 4 0	12 2	21 3,491 ³³
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9 0 5 0	12 4	21 7,446 ³³
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9 0 6 0	12 8	21 15,645 ³³
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9 0 7 0	12 14	21 30,958 ³³
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9 0 8 0	12 12	21 33,178 ³³
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9 0 9 0	12 95	21 578,307 ³³
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9 1 0 0	12 48	21 689,192 ³³
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9 1 1 0	12 17	21 403,251 ³³
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9 1 2 0	12 36	21 2,100,559 ³³
1 億 円 以 上 の も の			9 1 3 0	12 39	21 57,640,116 ³³
計			9 1 4 0	12 590	21 61,663,691 ³³
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	12 12	21 22,693,092 ³³
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	12	21 ³³
	法 第 743 条 関 係		9 1 7 0	12	21 ³³

地方公共団体コード						表番号				
1	4	3	2	0	5	9	7	5	8	1

令和5年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分	行 番 号	市町村の面積(千㎡)	市街化区域(千㎡) ^A	市街化調整区域(千㎡) ^B	そ の 他 (千 ㎡) ^C	計 (A+B+C) (千㎡)
課 税 区 域 の 面 積	⁹ 0 1 0	12	23 ア	33 イ	43 ウ	53 エ 62 0
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0 2 0	163, 290 ^甲	オ	カ	^キ 123, 930	^ク 123, 930

			(6)	(7)	(8)	(9)
区 分	行 番 号		都市計画区域の 指 定 の 有 無	市街化区域等の 設 定 の 有 無	都市計画税の 課 税 の 有 無	都市計画事業の 認 可 の 有 無
課 税 区 域 の 面 積	9 0	1 1	12	13	14	15 16
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0	2 1	ケ 1	コ 2	サ 2	乙 1

指定有……「1」
指定無……「2」

設定有……「1」
設定無……「2」

課税有……「1」
課税無……「2」

認可有……「1」
認可無……「2」

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7 5 2

第52表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名

熊本県

市 町 村 名

水俣市

区 分		行 番 号	(1) 総 数 (人)	(2) 法 定 免 税 点 未 満 の も の (人)	(3) 法 定 免 税 点 以 上 の も の (人)
土 地	個 人	9 0 1 0	12 0	22	32 41
	法 人	0 2 0	0		
	計	0 3 0	0	0	0
家 屋	個 人	0 4 0	0		
	法 人	0 5 0	0		
	計	0 6 0	0	0	0
実 数	個 人	0 7 0	0		
	法 人	0 8 0	0		
	計	0 9 0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号				
1	4	3	2	0	5	9	7	5	8	3

第53表 地積及び床面積等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名

熊本県

市 町 村 名

水俣市

区 分			行 番 号	(1) 市 街 化 区 域	(2) 市 街 化 調 整 区 域	(3) そ の 他	(4) 計
土地 の 地 積 (千㎡)	宅 地 等	宅 地	9 0 1 0	12	24	34	45 シ 57 0
		そ の 他	0 2 0				ス 0
		小 計	0 3 0	0	0	0	セ 0
	農 地		0 4 0	ソ			タ 0
	計		0 5 0	チ 0	ツ 0	テ 0	ト 0
家床 の 積 (㎡)	木 造 家 屋		0 6 0				0
	木造以外の家屋		0 7 0				0
	計		0 8 0	ナ 0	ニ 0	ヌ 0	0
土 地 の 筆 数 (筆)	宅 地 等	宅 地	0 9 0				ネ 0
		そ の 他	1 0 0				ノ 0
		小 計	1 1 0	0	0	0	ハ 0
	農 地		1 2 0	ヒ			フ 0
	計		1 3 0	ヘ 0	ホ 0	マ 0	0
家 屋 の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋		1 4 0				0
	木造以外の家屋		1 5 0				0
	計		1 6 0	ミ 0	ム 0	メ 0	0

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7 5 4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分					行 番 号		(1) 決 定 価 格				(2)		(3)		(4)	
							市 街 化 区 域 (千円)		市街化調整区域 (千円)		そ の 他 (千円)		計 (千円)			
土 地	宅 地	住 宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人	9	0	1	0	12	24	34	45	モ	57	0	
				法 人	0	0	2	0				ヤ	0			
			一 般 住 宅 用 地	個 人	0	0	3	0				ユ	0			
				法 人	0	0	4	0				ヨ	0			
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0	0	5	0				ラ	0				
			法 人 非 住 宅 用 地	0	0	6	0				リ	0				
		小 計		0	0	7	0	0	0	0	ル	0				
		農 地		0	0	8	0	レ			ロ	0				
	そ の 他		0	0	9	0					0					
	計		1	0	0	0	0	0	0		0					
家 屋	木 造 家 屋		1	1	0						0					
	木 造 以 外 の 家 屋		1	2	0						0					
	計		1	3	0	0	0	0	0		0					
合 計					1	4	0	ワ	ヲ	ア	0			0		

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 5 4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分					行 番 号		(5) (6) (7) (8) (9) (10)								
							課 税 標 準 額		実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B (千円)					
市 街 化 区 域 (千円)		市街化調整区域 (千円)		そ の 他 (千円)		計 (千円) A									
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人	9	0	1	1	12	25	35	47	60	61	69	79
			法 人	0	2	1					あ	0			
		一 般 住 宅 用 地	個 人	0	3	1					い	0			
			法 人	0	4	1					う	0			
		非 住 宅 地	個 人 非 住 宅 用 地	0	5	1					え	0			
			法 人 非 住 宅 用 地	0	6	1					お	0			
	小 計		0	7	1	0	0	0	0	か	0				
	農 地		0	8	1	き				く	0				
	そ の 他		0	9	1						0				
	計		1	0	1	0	0	0	0		0				
家 屋	木 造 家 屋		1	1	1					0					
	木 造 以 外 の 家 屋		1	2	1					0					
	計		1	3	1	0	0	0	0		0				
合 計					1	4	1	け	こ	b	0	0	%	0	

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	7	5

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の
農地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
特 定 市 街 化 区 域 農 地	市 和 街 元 年 度 以 前 農 参 入 地 の	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	0	0	0	0	0
	市 和 街 2 年 度 以 後 農 参 入 地 の	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0					
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	75	58

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の
農地に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
合 計	本則による（価格の3分の2）課税がなされたもの	9450	120	240	390	540	6980
	負担水準0.95以上1.0未満	460	0	0	0	0	0
	負担水準0.9以上0.95未満	470	0	0	0	0	0
	負担水準0.85以上0.9未満	480	0	0	0	0	0
	負担水準0.8以上0.85未満	490	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	500	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	510	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	520	0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	530	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	540	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	550	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	560	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	570	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	580	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	590	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	600	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	610	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	620	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	630	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	640	0	0	0	0	0
	負担水準0.05未満	650	0	0	0	0	0
	計	660	0	0	0	0	0
第 62 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		670		そ	た	ち	

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
4	3	2	0	5	9	5	6

第56表 課税標準の特例等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分				地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)		
							宅 地	そ の 他				(A)	(B)			
									(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)			
課 法 税 第 7 0 2 準 条 の 第 2 例 項 にか つ こ り 書 減 の 額 規 と 定 な る よ 額	第 7 条	第 9 項 (日本放送協会)	評 価 額	1/2	9	0	1	0	12	22	32	42	52	62	64	
			課税標準額			0	2	0				0				
		第 10 項 (日本原子力研究開発機構)	評 価 額	1/3		0	3	0								
			課税標準額			0	4	0								
			評 価 額	2/3		0	5	0								
			課税標準額			0	6	0								
		第 11 項 (登録有形文化財等)	評 価 額	1/2		0	7	0				0				
			課税標準額			0	8	0				0				
		第 21 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評 価 額	1/3		0	9	0				0				
			課税標準額			1	0	0				0				
			評 価 額	1/6		1	1	0				0				
			課税標準額			1	2	0				0				
		第 22 項 (新関西国際空港㈱)	評 価 額	1/2		1	3	0				0				
			課税標準額			1	4	0				0				
		第 23 項 (信用協同組合等)	評 価 額	3/5		1	5	0								
			課税標準額			1	6	0								
		第 25 項 (中部国際空港㈱)	評 価 額	1/2		1	7	0				0				
			課税標準額			1	8	0				0				
		第 27 項 (家庭的保育事業)	評 価 額	-		1	9	0								
			課税標準額			2	0	0						-	-	
		第 28 項 (居宅訪問型保育事業)	評 価 額	-		2	1	0								
			課税標準額			2	2	0						-	-	
		第 29 項 (事業所内保育事業)	評 価 額	-		2	3	0								
			課税標準額			2	4	0						-	-	
		第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	評 価 額	1/2		2	5	0				0				
			課税標準額			2	6	0				0				
		第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	評 価 額	1/3		2	7	0								
			課税標準額			2	8	0								
			評 価 額	2/3		2	9	0								
			課税標準額			3	0	0								
		第 33 項 (世界遺産)	評 価 額	1/3		3	1	0				0				
			課税標準額			3	2	0				0				

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 5 6

第56表 課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

地 目 等 区 分				特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)	
						宅 地	そ の 他				(A)	(B)		
										(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
るに課3法 よ税の第 り標規7 減準定0 額のに2 と特よ条 額な例の	法 第 7 0 2 条 の 3	第1項 (被災住宅用地等) (法第349条の3の3 第1項(同条各項に おいて準用、読み替 えて適用される場合 を含む)の適用を受 けるものに限り)	評 価 額	2/3	9	3	0	12	22	32	42	52	62	64
			課税標準額		3	3	0				0			
		第2項	評 価 額	1/3	3	4	0				0			
			課税標準額		3	5	0				0			
減市にわたよへ条法 計対る家り農の第 額画す家屋被災47 税る屋に失等の0 の都等代しに22		減額分に相当する課税標準額		1/2 減額	3	7	0							
り準に条法 減のよの附 額特る2則 と例課の第 なに税規1 るよ標定6	法 附 則 第 1 6	(平成28年熊本地震に係る 被災住宅用地等)	評 価 額	2/3	3	8	0				0			
			課税標準額		3	9	0				0			
			評 価 額	1/3	4	0	0				0			
			課税標準額		4	1	0				0			
減市に代に年へ1法 計対替係熊平6附 額画す家る本成条 税る屋被災2の の都等災震82第		減額分に相当する課税標準額		1/2 減額	4	2	0							
り準に条法 減のよの附 額特る3則 と例課の第 なに税規1 るよ標定6	法 附 則 第 1 6	(平成30年7月豪雨に係る 被災住宅用地等)	評 価 額	2/3	4	3	0				0			
			課税標準額		4	4	0				0			
			評 価 額	1/3	4	5	0				0			
			課税標準額		4	6	0				0			
減市に代に年へ1法 計対替係7平6附 額画す家る月成条 税る屋被災3の の都等災雨03第		減額分に相当する課税標準額		1/2 減額	4	7	0							
り準に条法 減のよの附 額特る4則 と例課の第 なに税規1 るよ標定6	法 附 則 第 1 6	(令和2年7月豪雨に係る 被災住宅用地等)	評 価 額	2/3	4	8	0				0			
			課税標準額		4	9	0				0			
			評 価 額	1/3	5	0	0				0			
			課税標準額		5	1	0				0			

※「課税標準の特例率（わがまち特例）（6）（7）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、（1）～（5）が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	7	8
						5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

地 目 等 区 分				特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地 (千円)	(4) 土 地 計 (千円)	(5) 家 屋 (千円)	(6) 課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)		(7)		
						宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				(A)	(B)			
例 法 附 則 第 1 5 条、 法 附 則 第 1 5 条の2 又 は 法 附 則 第 1 5 条の3 の 規 定 に よ る 課 税 標 準 の 額 特 減 と な る	法 附 則 第 1 5 条	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評 価 額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64			
			課税標準額	1/2	0	0	0								
		第9項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評 価 額	1/2	0	0	0				0				
			課税標準額	1/2	0	0	0				0				
		第13項 (PFI公共施設)	評 価 額	1/2	0	0	0								
			課税標準額	1/2	0	0	0								
		第14項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評 価 額	-	0	0	0							-	-
			課税標準額	-	0	0	0								
			(都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評 価 額	-	0	0	0						-	-
				課税標準額	-	1	0	0							
		第15項 (都市鉄道施設)	評 価 額	2/3	1	1	0								
			課税標準額	2/3	1	2	0								
		第16項 (外資埠頭公社の民営化に係る承継特例)	評 価 額	1/2	1	3	0				0				
			課税標準額	1/2	1	4	0				0				
			評 価 額	3/5	1	5	0				0				
			課税標準額	3/5	1	6	0				0				
		第17項 (鉄道再構築事業)	評 価 額	1/4	1	7	0								
			課税標準額	1/4	1	8	0								
		第19項 (公益法人が所有する能楽堂)	評 価 額	1/2	1	9	0				0				
			課税標準額	1/2	2	0	0				0				
		第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評 価 額	1/2	2	1	0								
			課税標準額	1/2	2	2	0								
			評 価 額	2/3	2	3	0								
			課税標準額	2/3	2	4	0								
		第24項 (駅のバリアフリー化施設)	評 価 額	2/3	2	5	0								
			課税標準額	2/3	2	6	0								
		第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評 価 額	2/3	2	7	0								
			課税標準額	2/3	2	8	0								

※「課税標準の特例率 (わがまち特例) (6) (7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 5 7

第57表 課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分				地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) (7) 課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)	
							宅 地	そ の 他				(A)	(B)
							(千円)	(千円)		(千円)	(千円)	(A)	(B)
例法 附則 第15条、 法附則 第15条の2 又は法附則 第15条の3 の規定による 課税標準の 額特	法 附 則 第 1 5 条	第 31 項	（農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地）（存続期間10年 以上）	評 価 額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64
				課税標準額		2	9	0		0			
			（農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地）（存続期間15年 以上）	評 価 額	1/2	3	1	0		0			
				課税標準額		3	2	0		0			
		第32項	（特定事業所内保育施設）	評 価 額	-	3	3	0		0			
				課税標準額		3	4	0		0		-	-
		第33項	（市民緑地）	評 価 額	-	3	5	0		0			
				課税標準額		3	6	0		0		-	-
		第34項	（帰還・移住等環境整備推進法 人）	評 価 額	1/3	3	7	0		0			
				課税標準額		3	8	0		0			
		第35項	（地域福利増進事業）	評 価 額	2/3	3	9	0		0			
				課税標準額		4	0	0		0			
				評 価 額	3/4	4	1	0					
				課税標準額		4	2	0					
		第38項	（浸水被害軽減地区）	評 価 額	-	4	3	0		0			
				課税標準額		4	4	0		0		-	-
		第39項	（滞在快適性等向上施設）	評 価 額	1/2	4	5	0		0			
				課税標準額		4	6	0		0			
		第43項	（貯留機能保全区域）	評 価 額	-	4	7	0		0			
				課税標準額		4	8	0		0		-	-
		第46項	（道路運送高度化事業）	評 価 額	1/3	4	9	0					
				課税標準額		5	0	0					

※「課税標準の特例率（わがまち特例）（6）（7）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、（1）～（5）が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
4	3	2	0	5	9	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

地 目 等 区 分				特 例 率	行 番 号		(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)	
							宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				の 特 例 率 (B)			
												(A)	(B)		
例 法 附 則 第 15 条 の 3 の 規 定 に よ る 課 税 標 準 又 は 額 特 法 減 額 と する 課 税 標 準 又 は 額 特 法	法 附 則 第 15 条 の 2	第 2 項 (JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評 価 額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64	66		
			課 税 標 準 額		0	1	0		0						
	法 附 則 第 15 条 の 3	第 1 項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評 価 額	3/5	0	3	0		0						
			課 税 標 準 額		0	4	0		0						
	法 附 則 第 15 条 の 3	第 1 項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	評 価 額	3/10	0	5	0		0						
			課 税 標 準 額		0	6	0		0						
	減 額 (特 法) 産 生 設 備 修 1 1 法 税 固 に 公 実 1 5 附 等 定 対 演 演 へ 条 則 の 資 予 施 芸 改 の 第		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額		1/3 減 額	0	7	0							
	附 も 改 の 正 則 令 法 和 の 第 4 規 1 年 定 7 改 に 正 よ 条 法 第	第 3 項	旧 法 附 則 第 15 条 第 37 項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間 5 年以上)	評 価 額	2/3	0	8	0		0					
				課 税 標 準 額		0	9	0		0					
			旧 法 附 則 第 15 条 第 37 項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	評 価 額	2/3	1	0	0		0					
				課 税 標 準 額		1	1	0		0					
	第 改 の 定 改 正 令 に 正 1 法 和 よ 法 7 附 3 の 条 則 年 も 規	第 2 項	旧 法 附 則 第 15 条 第 20 項 (都市鉄道利便増進施設)	評 価 額	2/3	1	2	0							
課 税 標 準 額				1		3	0								
附 も 改 の 正 則 令 法 和 の 第 2 規 1 年 定 8 改 に 正 よ 条 法 第	第 3 項	旧 法 附 則 第 15 条 第 21 項 (国立大学校舎)	評 価 額	1/2	1	4	0								
			課 税 標 準 額		1	5	0								
	第 5 項	旧 法 附 則 第 15 条 第 40 項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評 価 額	—	1	6	0								
			課 税 標 準 額		1	7	0					—	—		

※「課税標準の特例率（わがまち特例）（6）（7）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「—」を入力すること。したがって、（1）～（5）が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
4	3	2	0	5	9	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

地 目 等 区 分			特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)	
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				(A)	(B)		
条 改 正 の 法 附 則 第 2 条 第 1 6 号 の 規 定 に よ る	第 2 項 旧法附則第15条第20項 (スーパー中核港湾)	評 価 額	1/2	9 1 8 0									
		課税標準額		1 1 9 0									
	第 3 項 旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評 価 額	1/2	2 0 0 0				0					
		課税標準額		2 2 1 0			0						
	平 改 正 の 法 附 則 第 9 条 の 規 定 に よ る	第 4 項 旧法第349条の 3 第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評 価 額	1/3	2 2 2 0								
			課税標準額		2 2 3 0								
第 5 項 旧法第349条の 3 第32項 (自動車安全運転センター)		評 価 額	1/3	2 4 4 0									
		課税標準額		2 2 5 0									
第 6 項 旧法第349条の 3 第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)		評 価 額	1/2	2 6 6 0									
		課税標準額		2 2 7 0									
第10項 旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施設)		評 価 額	1/2	2 8 8 0									
		課税標準額		2 2 9 0									
則 2 による改正法の規定に 第 1 4 条 平成14年改正法の規定に 条 平成14年改正法の規定に	第 4 項 旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評 価 額	1/2	3 0 0 0									
		課税標準額		3 3 1 0									
	第 5 項 旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評 価 額	1/2	3 2 2 0									
		課税標準額		3 3 3 0									

地方公共団体コード					表番号	
1	4	3	2	0	5	7
						8

第58表 課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

地 目 等 区 分				特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
						宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				(A)	(B)	
年改正法の規定によるもの 平成26年10月1日改正法の規定によるもの 平成27年10月1日改正法の規定によるもの 平成28年10月1日改正法の規定によるもの 平成29年10月1日改正法の規定によるもの 平成30年10月1日改正法の規定によるもの 平成31年10月1日改正法の規定によるもの 平成32年10月1日改正法の規定によるもの 平成33年10月1日改正法の規定によるもの 平成34年10月1日改正法の規定によるもの 平成35年10月1日改正法の規定によるもの 平成36年10月1日改正法の規定によるもの 平成37年10月1日改正法の規定によるもの 平成38年10月1日改正法の規定によるもの 平成39年10月1日改正法の規定によるもの 平成40年10月1日改正法の規定によるもの 平成41年10月1日改正法の規定によるもの 平成42年10月1日改正法の規定によるもの 平成43年10月1日改正法の規定によるもの 平成44年10月1日改正法の規定によるもの 平成45年10月1日改正法の規定によるもの 平成46年10月1日改正法の規定によるもの 平成47年10月1日改正法の規定によるもの 平成48年10月1日改正法の規定によるもの 平成49年10月1日改正法の規定によるもの 平成50年10月1日改正法の規定によるもの 平成51年10月1日改正法の規定によるもの 平成52年10月1日改正法の規定によるもの 平成53年10月1日改正法の規定によるもの 平成54年10月1日改正法の規定によるもの 平成55年10月1日改正法の規定によるもの 平成56年10月1日改正法の規定によるもの 平成57年10月1日改正法の規定によるもの 平成58年10月1日改正法の規定によるもの 平成59年10月1日改正法の規定によるもの 平成60年10月1日改正法の規定によるもの 平成61年10月1日改正法の規定によるもの 平成62年10月1日改正法の規定によるもの 平成63年10月1日改正法の規定によるもの 平成64年10月1日改正法の規定によるもの 平成65年10月1日改正法の規定によるもの 平成66年10月1日改正法の規定によるもの 平成67年10月1日改正法の規定によるもの 平成68年10月1日改正法の規定によるもの 平成69年10月1日改正法の規定によるもの 平成70年10月1日改正法の規定によるもの 平成71年10月1日改正法の規定によるもの 平成72年10月1日改正法の規定によるもの 平成73年10月1日改正法の規定によるもの 平成74年10月1日改正法の規定によるもの 平成75年10月1日改正法の規定によるもの 平成76年10月1日改正法の規定によるもの 平成77年10月1日改正法の規定によるもの 平成78年10月1日改正法の規定によるもの 平成79年10月1日改正法の規定によるもの 平成80年10月1日改正法の規定によるもの 平成81年10月1日改正法の規定によるもの 平成82年10月1日改正法の規定によるもの 平成83年10月1日改正法の規定によるもの 平成84年10月1日改正法の規定によるもの 平成85年10月1日改正法の規定によるもの 平成86年10月1日改正法の規定によるもの 平成87年10月1日改正法の規定によるもの 平成88年10月1日改正法の規定によるもの 平成89年10月1日改正法の規定によるもの 平成90年10月1日改正法の規定によるもの 平成91年10月1日改正法の規定によるもの 平成92年10月1日改正法の規定によるもの 平成93年10月1日改正法の規定によるもの 平成94年10月1日改正法の規定によるもの 平成95年10月1日改正法の規定によるもの 平成96年10月1日改正法の規定によるもの 平成97年10月1日改正法の規定によるもの 平成98年10月1日改正法の規定によるもの 平成99年10月1日改正法の規定によるもの 平成100年10月1日改正法の規定によるもの 平成101年10月1日改正法の規定によるもの 平成102年10月1日改正法の規定によるもの 平成103年10月1日改正法の規定によるもの 平成104年10月1日改正法の規定によるもの 平成105年10月1日改正法の規定によるもの 平成106年10月1日改正法の規定によるもの 平成107年10月1日改正法の規定によるもの 平成108年10月1日改正法の規定によるもの 平成109年10月1日改正法の規定によるもの 平成110年10月1日改正法の規定によるもの 平成111年10月1日改正法の規定によるもの 平成112年10月1日改正法の規定によるもの 平成113年10月1日改正法の規定によるもの 平成114年10月1日改正法の規定によるもの 平成115年10月1日改正法の規定によるもの 平成116年10月1日改正法の規定によるもの 平成117年10月1日改正法の規定によるもの 平成118年10月1日改正法の規定によるもの 平成119年10月1日改正法の規定によるもの 平成120年10月1日改正法の規定によるもの 平成121年10月1日改正法の規定によるもの 平成122年10月1日改正法の規定によるもの 平成123年10月1日改正法の規定によるもの 平成124年10月1日改正法の規定によるもの 平成125年10月1日改正法の規定によるもの 平成126年10月1日改正法の規定によるもの 平成127年10月1日改正法の規定によるもの 平成128年10月1日改正法の規定によるもの 平成129年10月1日改正法の規定によるもの 平成130年10月1日改正法の規定によるもの 平成131年10月1日改正法の規定によるもの 平成132年10月1日改正法の規定によるもの 平成133年10月1日改正法の規定によるもの 平成134年10月1日改正法の規定によるもの 平成135年10月1日改正法の規定によるもの 平成136年10月1日改正法の規定によるもの 平成137年10月1日改正法の規定によるもの 平成138年10月1日改正法の規定によるもの 平成139年10月1日改正法の規定によるもの 平成140年10月1日改正法の規定によるもの 平成141年10月1日改正法の規定によるもの 平成142年10月1日改正法の規定によるもの 平成143年10月1日改正法の規定によるもの 平成144年10月1日改正法の規定によるもの 平成145年10月1日改正法の規定によるもの 平成146年10月1日改正法の規定によるもの 平成147年10月1日改正法の規定によるもの 平成148年10月1日改正法の規定によるもの 平成149年10月1日改正法の規定によるもの 平成150年10月1日改正法の規定によるもの 平成151年10月1日改正法の規定によるもの 平成152年10月1日改正法の規定によるもの 平成153年10月1日改正法の規定によるもの 平成154年10月1日改正法の規定によるもの 平成155年10月1日改正法の規定によるもの 平成156年10月1日改正法の規定によるもの 平成157年10月1日改正法の規定によるもの 平成158年10月1日改正法の規定によるもの 平成159年10月1日改正法の規定によるもの 平成160年10月1日改正法の規定によるもの 平成161年10月1日改正法の規定によるもの 平成162年10月1日改正法の規定によるもの 平成163年10月1日改正法の規定によるもの 平成164年10月1日改正法の規定によるもの 平成165年10月1日改正法の規定によるもの 平成166年10月1日改正法の規定によるもの 平成167年10月1日改正法の規定によるもの 平成168年10月1日改正法の規定によるもの 平成169年10月1日改正法の規定によるもの 平成170年10月1日改正法の規定によるもの 平成171年10月1日改正法の規定によるもの 平成172年10月1日改正法の規定によるもの 平成173年10月1日改正法の規定によるもの 平成174年10月1日改正法の規定によるもの 平成175年10月1日改正法の規定によるもの 平成176年10月1日改正法の規定によるもの 平成177年10月1日改正法の規定によるもの 平成178年10月1日改正法の規定によるもの 平成179年10月1日改正法の規定によるもの 平成180年10月1日改正法の規定によるもの 平成181年10月1日改正法の規定によるもの 平成182年10月1日改正法の規定によるもの 平成183年10月1日改正法の規定によるもの 平成184年10月1日改正法の規定によるもの 平成185年10月1日改正法の規定によるもの 平成186年10月1日改正法の規定によるもの 平成187年10月1日改正法の規定によるもの 平成188年10月1日改正法の規定によるもの 平成189年10月1日改正法の規定によるもの 平成190年10月1日改正法の規定によるもの 平成191年10月1日改正法の規定によるもの 平成192年10月1日改正法の規定によるもの 平成193年10月1日改正法の規定によるもの 平成194年10月1日改正法の規定によるもの 平成195年10月1日改正法の規定によるもの 平成196年10月1日改正法の規定によるもの 平成197年10月1日改正法の規定によるもの 平成198年10月1日改正法の規定によるもの 平成199年10月1日改正法の規定によるもの 平成200年10月1日改正法の規定によるもの 平成201年10月1日改正法の規定によるもの 平成202年10月1日改正法の規定によるもの 平成203年10月1日改正法の規定によるもの 平成204年10月1日改正法の規定によるもの 平成205年10月1日改正法の規定によるもの 平成206年10月1日改正法の規定によるもの 平成207年10月1日改正法の規定によるもの 平成208年10月1日改正法の規定によるもの 平成209年10月1日改正法の規定によるもの 平成210年10月1日改正法の規定によるもの 平成211年10月1日改正法の規定によるもの 平成212年10月1日改正法の規定によるもの 平成213年10月1日改正法の規定によるもの 平成214年10月1日改正法の規定によるもの 平成215年10月1日改正法の規定によるもの 平成216年10月1日改正法の規定によるもの 平成217年10月1日改正法の規定によるもの 平成218年10月1日改正法の規定によるもの 平成219年10月1日改正法の規定によるもの 平成220年10月1日改正法の規定によるもの 平成221年10月1日改正法の規定によるもの 平成222年10月1日改正法の規定によるもの 平成223年10月1日改正法の規定によるもの 平成224年10月1日改正法の規定によるもの 平成225年10月1日改正法の規定によるもの 平成226年10月1日改正法の規定によるもの 平成227年10月1日改正法の規定によるもの 平成228年10月1日改正法の規定によるもの 平成229年10月1日改正法の規定によるもの 平成230年10月1日改正法の規定によるもの 平成231年10月1日改正法の規定によるもの 平成232年10月1日改正法の規定によるもの 平成233年10月1日改正法の規定によるもの 平成234年10月1日改正法の規定によるもの 平成235年10月1日改正法の規定によるもの 平成236年10月1日改正法の規定によるもの 平成237年10月1日改正法の規定によるもの 平成238年10月1日改正法の規定によるもの 平成239年10月1日改正法の規定によるもの 平成240年10月1日改正法の規定によるもの 平成241年10月1日改正法の規定によるもの 平成242年10月1日改正法の規定によるもの 平成243年10月1日改正法の規定によるもの 平成244年10月1日改正法の規定によるもの 平成245年10月1日改正法の規定によるもの 平成246年10月1日改正法の規定によるもの 平成247年10月1日改正法の規定によるもの 平成248年10月1日改正法の規定によるもの 平成249年10月1日改正法の規定によるもの 平成250年10月1日改正法の規定によるもの 平成251年10月1日改正法の規定によるもの 平成252年10月1日改正法の規定によるもの 平成253年10月1日改正法の規定によるもの 平成254年10月1日改正法の規定によるもの 平成255年10月1日改正法の規定によるもの 平成256年10月1日改正法の規定によるもの 平成257年10月1日改正法の規定によるもの 平成258年10月1日改正法の規定によるもの 平成259年10月1日改正法の規定によるもの 平成260年10月1日改正法の規定によるもの 平成261年10月1日改正法の規定によるもの 平成262年10月1日改正法の規定によるもの 平成263年10月1日改正法の規定によるもの 平成264年10月1日改正法の規定によるもの 平成265年10月1日改正法の規定によるもの 平成266年10月1日改正法の規定によるもの 平成267年10月1日改正法の規定によるもの 平成268年10月1日改正法の規定によるもの 平成269年10月1日改正法の規定によるもの 平成270年10月1日改正法の規定によるもの 平成271年10月1日改正法の規定によるもの 平成272年10月1日改正法の規定によるもの 平成273年10月1日改正法の規定によるもの 平成274年10月1日改正法の規定によるもの 平成275年10月1日改正法の規定によるもの 平成276年10月1日改正法の規定によるもの 平成277年10月1日改正法の規定によるもの 平成278年10月1日改正法の規定によるもの 平成279年10月1日改正法の規定によるもの 平成280年10月1日改正法の規定によるもの 平成281年10月1日改正法の規定によるもの 平成282年10月1日改正法の規定によるもの 平成283年10月1日改正法の規定によるもの 平成284年10月1日改正法の規定によるもの 平成285年10月1日改正法の規定によるもの 平成286年10月1日改正法の規定によるもの 平成287年10月1日改正法の規定によるもの 平成288年10月1日改正法の規定によるもの 平成289年10月1日改正法の規定によるもの 平成290年10月1日改正法の規定によるもの 平成291年10月1日改正法の規定によるもの 平成292年10月1日改正法の規定によるもの 平成293年10月1日改正法の規定によるもの 平成294年10月1日改正法の規定によるもの 平成295年10月1日改正法の規定によるもの 平成296年10月1日改正法の規定によるもの 平成297年10月1日改正法の規定によるもの 平成298年10月1日改正法の規定によるもの 平成299年10月1日改正法の規定によるもの 平成300年10月1日改正法の規定によるもの 平成301年10月1日改正法の規定によるもの 平成302年10月1日改正法の規定によるもの 平成303年10月1日改正法の規定によるもの 平成304年10月1日改正法の規定によるもの 平成305年10月1日改正法の規定によるもの 平成306年10月1日改正法の規定によるもの 平成307年10月1日改正法の規定によるもの 平成308年10月1日改正法の規定によるもの 平成309年10月1日改正法の規定によるもの 平成310年10月1日改正法の規定によるもの 平成311年10月1日改正法の規定によるもの 平成312年10月1日改正法の規定によるもの 平成313年10月1日改正法の規定によるもの 平成314年10月1日改正法の規定によるもの 平成315年10月1日改正法の規定によるもの 平成316年10月1日改正法の規定によるもの 平成317年10月1日改正法の規定によるもの 平成318年10月1日改正法の規定によるもの 平成319年10月1日改正法の規定によるもの 平成320年10月1日改正法の規定によるもの 平成321年10月1日改正法の規定によるもの 平成322年10月1日改正法の規定によるもの 平成323年10月1日改正法の規定によるもの 平成324年10月1日改正法の規定によるもの 平成325年10月1日改正法の規定によるもの 平成326年10月1日改正法の規定によるもの 平成327年10月1日改正法の規定によるもの 平成328年10月1日改正法の規定によるもの 平成329年10月1日改正法の規定によるもの 平成330年10月1日改正法の規定によるもの 平成331年10月1日改正法の規定によるもの 平成332年10月1日改正法の規定によるもの 平成333年10月1日改正法の規定によるもの 平成334年10月1日改正法の規定によるもの 平成335年10月1日改正法の規定によるもの 平成336年10月1日改正法の規定によるもの 平成337年10月1日改正法の規定によるもの 平成338年10月1日改正法の規定によるもの 平成339年10月1日改正法の規定によるもの 平成340年10月1日改正法の規定によるもの 平成341年10月1日改正法の規定によるもの 平成342年10月1日改正法の規定によるもの 平成343年10月1日改正法の規定によるもの 平成344年10月1日改正法の規定によるもの 平成345年10月1日改正法の規定によるもの 平成346年10月1日改正法の規定によるもの 平成347年10月1日改正法の規定によるもの 平成348年10月1日改正法の規定によるもの 平成349年10月1日改正法の規定によるもの 平成350年10月1日改正法の規定によるもの 平成351年10月1日改正法の規定によるもの 平成352年10月1日改正法の規定によるもの 平成353年10月1日改正法の規定によるもの 平成354年10月1日改正法の規定によるもの 平成355年10月1日改正法の規定によるもの 平成356年10月1日改正法の規定によるもの 平成357年10月1日改正法の規定によるもの 平成358年10月1日改正法の規定によるもの 平成359年10月1日改正法の規定によるもの 平成360年10月1日改正法の規定によるもの 平成361年10月1日改正法の規定によるもの 平成362年10月1日改正法の規定によるもの 平成363年10月1日改正法の規定によるもの 平成364年10月1日改正法の規定によるもの 平成365年10月1日改正法の規定によるもの 平成366年10月1日改正法の規定によるもの 平成367年10月1日改正法の規定によるもの 平成368年10月1日改正法の規定によるもの 平成369年10月1日改正法の規定によるもの 平成370年10月1日改正法の規定によるもの 平成371年10月1日改正法の規定によるもの 平成372年10月1日改正法の規定によるもの 平成373年10月1日改正法の規定によるもの 平成374年10月1日改正法の規定によるもの 平成375年10月1日改正法の規定によるもの 平成376年10月1日改正法の規定によるもの 平成377年10月1日改正法の規定によるもの 平成378年10月1日改正法の規定によるもの 平成379年10月1日改正法の規定によるもの 平成380年10月1日改正法の規定によるもの 平成381年10月1日改正法の規定によるもの 平成382年10月1日改正法の規定によるもの 平成383年10月1日改正法の規定によるもの 平成384年10月1日改正法の規定によるもの 平成385年10月1日改正法の規定によるもの 平成386年10月1日改正法の規定によるもの 平成387年10月1日改正法の規定によるもの 平成388年10月1日改正法の規定によるもの 平成389年10月1日改正法の規定によるもの 平成390年10月1日改正法の規定によるもの 平成391年10月1日改正法の規定によるもの 平成392年10月1日改正法の規定によるもの 平成393年10月1日改正法の規定によるもの 平成394年10月1日改正法の規定によるもの 平成395年10月1日改正法の規定によるもの 平成396年10月1日改正法の規定によるもの 平成397年10月1日改正法の規定によるもの 平成398年10月1日改正法の規定によるもの 平成399年10月1日改正法の規定によるもの 平成400年10月1日改正法の規定によるもの 平成401年10月1日改正法の規定によるもの 平成402年10月1日改正法の規定によるもの 平成403年10月1日改正法の規定によるもの 平成404年10月1日改正法の規定によるもの 平成405年10月1日改正法の規定によるもの 平成406年10月1日改正法の規定によるもの 平成407年10月1日改正法の規定によるもの 平成408年10月1日改正法の規定によるもの 平成409年10月1日改正法の規定によるもの 平成410年10月1日改正法の規定によるもの 平成411年10月1日改正法の規定によるもの 平成412年10月1日改正法の規定によるもの 平成413年10月1日改正法の規定によるもの 平成414年10月1日改正法の規定によるもの 平成415年10月1日改正法の規定によるもの 平成416年10月1日改正法の規定によるもの 平成417年10月1日改正法の規定によるもの 平成418年10月1日改正法の規定によるもの 平成419年10月1日改正法の規定によるもの 平成420年10月1日改正法の規定によるもの 平成421年10月1日改正法の規定によるもの 平成422年10月1日改正法の規定によるもの 平成423年10月1日改正法の規定によるもの 平成424年10月1日改正法の規定によるもの 平成425年10月1日改正法の規定によるもの 平成426年10月1日改正法の規定によるもの 平成427年10月1日改正法の規定によるもの 平成428年10月1日改正法の規定によるもの 平成429年10月1日改正法の規定によるもの 平成430年10月1日改正法の規定によるもの 平成431年10月1日改正法の規定によるもの 平成432年10月1日改正法の規定によるもの 平成433年10月1日改正法の規定によるもの 平成434年10月1日改正法の規定によるもの 平成435年10月1日改正法の規定によるもの 平成436年10月1日改正法の規定によるもの 平成437年10月1日改正法の規定によるもの 平成438年10月1日改正法の規定によるもの 平成439年10月1日改正法の規定によるもの 平成440年10月1日改正法の規定によるもの 平成441年10月1日改正法の規定によるもの 平成442年10月1日改正法の規定によるもの 平成443年10月1日改正法の規定によるもの 平成444年10月1日改正法の規定によるもの 平成445年10月1日改正法の規定によるもの 平成446年10月1日改正法の規定によるもの 平成447年10月1日改正法の規定によるもの 平成448年10月1日改正法の規定によるもの 平成449年10月1日改正法の規定によるもの 平成450年10月1日改正法の規定によるもの 平成451年10月1日改正法の規定によるもの 平成452年10月1日改正法の規定によるもの 平成453年10月1日改正法の規定によるもの 平成454年10月1日改正法の規定によるもの 平成455年10月1日改正法の規定によるもの 平成456年10月1日改正法の規定によるもの 平成457年10月1日改正法の規定によるもの 平成458年10月1日改正法の規定によるもの 平成459年10月1日改正法の規定によるもの 平成460年10月1日改正法の規定によるもの 平成461年10月1日改正法の規定によるもの 平成462年10月1日改正法の規定によるもの 平成463年10月1日改正法の規定によるもの 平成464年10月1日改正法の規定によるもの 平成465年10月1日改正法の規定によるもの 平成466年10月1日改正法の規定によるもの 平成467年10月1日改正法の規定によるもの 平成468年10月1日改正法の規定によるもの 平成469年10月1日改正法の規定によるもの 平成470年10月1日改正法の規定によるもの 平成471年10月1日改正法の規定によるもの 平成472年10月1日改正法の規定によるもの 平成473年10月1日改正法の規定によるもの 平成474年10月1日改正法の規定によるもの 平成475年10月1日改正法の規定によるもの 平成476年10月1日改正法の規定によるもの 平成477年10月1日改正法の規定によるもの 平成478年10月1日改正法の規定によるもの 平成479年10月1日改正法の規定によるもの 平成480年10月1日改正法の規定によるもの 平成481年10月1日改正法の規定によるもの 平成482年10月1日改正法の規定によるもの 平成483年10月1日改正法の規定によるもの 平成484年10月1日改正法の規定によるもの 平成485年10月1日改正法の規定によるもの 平成486年10月1日改正法の規定によるもの 平成487年10月1日改正法の規定によるもの 平成488年10月1日改正法の規定によるもの 平成489年10月1日改正法の規定によるもの 平成490年10月1日改正法の規定によるもの 平成491年10月1日改正法の規定によるもの 平成492年10月1日改正法の規定によるもの 平成493年10月1日改正法の規定によるもの 平成494年10月1日改正法の規定によるもの 平成495年10月1日改正法の規定によるもの 平成496年10月1日改正法の規定によるもの 平成497年10月1日改正法の規定によるもの 平成498年10月1日改正法の規定によるもの 平成499年10月1日改正法の規定によるもの 平成500年10月1日改正法の規定によるもの 平成501年10月1日改正法の規定によるもの 平成502年10月1日改正法の規定によるもの 平成503年10月1日改正法の規定によるもの 平成504年10月1日改正法の規定によるもの 平成505年10月1日改正法の規定によるもの 平成506年10月1日改正法の規定によるもの 平成507年10月1日改正法の規定によるもの 平成508年10月1日改正法の規定によるもの 平成509年10月1日改正法の規定によるもの 平成510年10月1日改正法の規定によるもの 平成511年10月1日改正法の規定によるもの 平成512年10月1日改正法の規定によるもの 平成513年10月1日改正法の規定によるもの 平成514年10月1日改正法の規定によるもの 平成515年10月1日改正法の規定によるもの 平成516年10月1日改正法の規定によるもの 平成517年10月1日改正法の規定によるもの 平成518年10月1日改正法の規定によるもの 平成519年10月1日改正法の規定によるもの 平成520年10月1日改正法の規定によるもの 平成521年10月1日改正法の規定によるもの 平成522年10月1日改正法の規定によるもの 平成523年10月1日改正法の規定によるもの 平成524年10月1日改正法の規定によるもの 平成525年10月1日改正法の規定によるもの 平成526年10月1日改正法の規定によるもの 平成527年10月1日改正法の規定によるもの 平成528年10月1日改正法の規定によるもの 平成529年10月1日改正法の規定によるもの 平成530年10月1日改正法の規定によるもの 平成531年10月1日改正法の規定によるもの 平成532年10月1日改正法の規定によるもの 平成533年10月1日改正法の規定によるもの 平成534年10月1日改正法の規定によるもの 平成535年10月1日改正法の規定によるもの 平成536年10月1日改正法の規定によるもの 平成537年10月1日改正法の規定によるもの 平成538年10月1日改正法の規定によるもの 平成539年10月1日改正法の規定によるもの 平成540年10月1日改正法の規定によるもの 平成541年10月1日改正法の規定によるもの 平成542年10月1日改正法の規定によるもの 平成543年10月1日改正法の規定によるもの 平成544年10月1日改正法の規定によるもの 平成545年10月1日改正法の規定によるもの 平成546年10月1日改正法の規定によるもの 平成547年10月1日改正法の規定によるもの 平成548年10月1日改正法の規定によるもの 平成549年10月1日改正法の規定によるもの 平成550年10月1日改正法の規定によるもの 平成551年10月1日改正法の規定によるもの 平成552年10月1日改正法の規定によるもの 平成553年10月1日改正法の規定によるもの 平成554年10月1日改正法の規定によるもの 平成555年10月1日改正法の規定によるもの 平成556年10月1日改正法の規定によるもの 平成557年10月1日改正法の規定によるもの 平成558年10月1日改正法の規定によるもの 平成559年10月1日改正法の規定によるもの 平成560年10月1日改正法の規定によるもの 平成561年10月1日改正法の規定によるもの 平成562年10月1日改正法の規定によるもの 平成563年10月1日改正法の規定によるもの 平成564年10月1日改正法の規定によるもの 平成565年10月1日改正法の規定によるもの 平成566年10月1日改正法の規定によるもの 平成567年10月1日改正法の規定によるもの 平成568年10月1日改正法の規定によるもの 平成569年10月1日改正法の規定によるもの 平成570年10月1日改正法の規定によるもの 平成571年10月1日改正法の規定によるもの 平成572年10月1日改正法の規定によるもの 平成573年10月1日改正法の規定によるもの 平成574年10月1日改正法の規定によるもの 平成575年10月1日改正法の規定によるもの 平成576年10月1日改正法の規定によるもの 平成577年10月1日改正法の規定によるもの 平成578年10月1日改正法の規定によるもの 平成579年10月1日改正法の規定によるもの 平成580年10月1日改正法の規定によるもの 平成581年10月1日改正法の規定によるもの 平成582年10月1日改正法の規定によるもの 平成583年10月1日改正法の規定によるもの 平成584年10月1日改正法の規定によるもの 平成585年10月1日改正法の規定によるもの 平成586年10月1日改正法の規定によるもの 平成587年10月1日改正法の規定によるもの 平成588年10月1日改正法の規定によるもの 平成589年10月1日改正法の規定によるもの 平成590年10月1日改正法の規定によるもの 平成591年10月1日改正法の規定によるもの 平成592年10月1日改正法の規定によるもの 平成593年10月1日改正法の規定によるもの 平成594年10月1日改正法の規定によるもの 平成595年10月1日改正法の規定によるもの 平成596年10月1日改正法の規定によるもの 平成597年10月1日改正法の規定によるもの 平成598年10月1日改正法の規定によるもの 平成599年10月1日改正法の規定によるもの 平成600年10月1日改正法の規定によるもの 平成601年10月1日改正法の規定によるもの 平成602年10月1日改正法の規定によるもの 平成603年10月1日改正法の規定によるもの 平成604年10月1日改正法の規定によるもの 平成605年10月1日改正法の規定によるもの 平成606年10月1日改正法の規定によるもの 平成607年10月1日改正法の規定によるもの 平成608年10月1日改正法の規定によるもの 平成609年10月1日改正法の規定によるもの 平成610年10月1日改正法の規定によるもの 平成611年10月1日改正法の規定によるもの 平成612年10月1日改正法の規定によるもの 平成613年10月1日改正法の規定によるもの 平成614年10月1日改正法の規定によるもの 平成615年10月1日改正法の規定によるもの 平成616年10月1日改正法の規定によるもの 平成617年10月1日改正法の規定によるもの 平成618年10月1日改正法の規定によるもの 平成619年10月1日改正法の規定によるもの 平成620年10月1日改正法の規定によるもの 平成621年10月1日改正法の規定によるもの 平成622年10月1日改正法の規定によるもの 平成623年10月1日改正法の規定によるもの 平成624年10月1日改正法の規定によるもの 平成625年10月1日改正法の規定によるもの 平成626年10月1日改正法の規定によるもの 平成627年10月1日改正法の規定によるもの 平成628年10月1日改正法の規定によるもの 平成629年10月1日改正法の規定によるもの 平成630年10月1日改正法の規定によるもの 平成631年10月1日改正法の規定によるもの 平成632年10月1日改正法の規定によるもの 平成633年10月1日改正法の規定によるもの 平成634年10月1日改正法の規定によるもの 平成635年10月1日改正法の規定によるもの 平成636年10月1日改正法の規定によるもの 平成637年10月1日改正法の規定によるもの 平成638年10月1日改正法の規定によるもの 平成639年10月1日改正法の規定によるもの 平成640年10月1日改正法の規定によるもの 平成641年10月1日改正法の規定によるもの 平成642年10月1日改正法の規定によるもの 平成643年10月1日改正法の規定によるもの 平成644年10月1日改正法の規定によるもの 平成645年10月1日改正法の規定によるもの 平成646年10月1日改正法の規定によるもの 平成647年10月1日改正法の規定によるもの 平成648年10月1日改正法の規定によるもの 平成649年10月1日改正法の規定によるもの 平成650年10月1日改正法の規定によるもの 平成651年10月1日改正法の規定によるもの 平成652年10月1日改正法の規定によるもの 平成653年10月1日改正法の規定によるもの 平成654年10月1日改正法の規定によるもの 平成655年10月1日改正法の規定によるもの 平成656年10月1日改正法の規定によるもの 平成657年10月1日改正法の規定によるもの 平成658年10月1日改正法の規定によるもの 平成659年10月1日改正法の規定によるもの 平成660年10月1日改正法の規定によるもの 平成661年10月1日改正法の規定によるもの 平成662年10月1日改正法の規定によるもの 平成663年10月1日改正法の規定によるもの 平成664年10月1日改正法の規定によるもの 平成665年10月1日改正法の規定によるもの 平成666年10月1日改正法の規定によるもの 平成667年10月1日改正法の規定によるもの 平成668年10月1日改正法の規定によるもの 平成669年10月1日改正法の規定によるもの 平成670年10月1日改正法の規定によるもの 平成671年10月1日改正法の規定によるもの 平成672年10月1日改正法の規定によるもの 平成673年10月1日改正法の規定によるもの 平成674年10月1日改正法の規定によるもの 平成675年10月1日改正法の規定によるもの 平成676年10月1日改正法の規定によるもの 平成677年10月1日改正法の規定によるもの 平成678年10月1日改正法の規定によるもの 平成679年10月1日改正法の規定によるもの 平成680年10月1日改正法の規定によるもの 平成681年10月1日改正法の規定によるもの 平成682年10月1日改正法の規定によるもの 平成683年10月1日改正法の規定によるもの 平成684年10月1日改正法の規定によるもの 平成685年10月1日改正法の規定によるもの 平成686年10月1日改正法の規定によるもの 平成687年10月1日改正法の規定によるもの 平成688年10月1日改正法の規定によるもの 平成689年10月1日改正法の規定によるもの 平成690年10月1日改正法の規定によるもの 平成691年10月1日改正法の規定によるもの 平成692年10月1日改正法の規定によるもの 平成693年10月1日改正法の規定によるもの 平成694年10月1日改正法の規定によるもの 平成695年10月1日改正法の規定によるもの 平成696年10月1日改正法の規定によるもの 平成697年10月1日改正法の規定によるもの 平成698年10月1日改正法の規定によるもの 平成699年10月1日改正法の規定によるもの 平成700年10月1日改正法の規定によるもの 平成701年10月1日改正法の規定によるもの 平成702年10月1日改正法の規定によるもの 平成703年10月1日改正法の規定によるもの 平成704年10月1日改正法の規定によるもの 平成705年10月1日改正法の規定によるもの 平成706年10月1日改正法の規定によるもの 平成707年10月1日改正法の規定によるもの 平成708年10月1日改正法の規定によるもの 平成709年10月1日改正法の規定によるもの 平成710年10月1日改正法の規定によるもの 平成711年10月1日改正法の規定によるもの 平成712年10月1日改正法の規定によるもの 平成713年10月1日改正法の規定によるもの 平成714年10月1日改正法の規定によるもの 平成715年10月1日改正法の規定によるもの 平成716年10月1日改正法の規定によるもの 平成717年10月1日改正法の規定によるもの 平成718年10月1日改正法の規定によるもの 平成719年10月1日改正法の規定によるもの 平成720年10月1日改正法の規定によるもの 平成721年10月1日改正法の規定によるもの 平成722年10月1日改正法の規定によるもの 平成723年10月1日改正法の規定によるもの 平成724年10月1日改正法の規定によるもの 平成725年10月1日改正法の規定によるもの 平成726年10月1日改正法の規定によるもの 平成727年10月1日改正法の規定によるもの 平成728年10月1日改正法の規定によるもの 平成729年10月1日改正法の規定によるもの 平成730年10月1日改正法の規定によるもの 平成731年10月1日改正法の規定によるもの 平成732年10月1日改正法の規定によるもの 平成733年10月1日改正法の規定によるもの 平成734年10月1日改正法の規定によるもの 平成735年10月1日改正法の規定によるもの 平成736年10月1日改正法の規定によるもの 平成737年10月1日改正法の規定によるもの 平成738年10月1日改正法の規定によるもの 平成739年10月1日改正法の規定によるもの 平成740年10月1日改正法の規定によるもの 平成741年10月1日改正法の規定によるもの 平成742年10月1日改正法の規定によるもの 平成743年10月1日改正法の規定によるもの													

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

地 目 等 区 分				特 例 率	行 番 号			(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)			
								(千円)	(千円)				(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	
平成 7 法 年 の 改 正 規 定 附 に 則 よ 第 1 2 も 条 の	第 3 項	旧法第349条の 3 第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評 価 額	1/3	9	5	6	0										
			課税標準額			5	7	0										
			評 価 額	1/6		5	8	0										
			課税標準額			5	9	0										
		旧法第349条の 3 第30項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/6		6	0	0										
			課税標準額			6	1	0										
		旧法第349条の 3 第31項 (日本消防検定協会)	評 価 額	1/6		6	2	0										
			課税標準額			6	3	0										
		旧法第349条の 3 第32項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/6		6	4	0										
			課税標準額			6	5	0										
		旧法第349条の 3 第33項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	1/6		6	6	0										
			課税標準額			6	7	0										
		合 計			評 価 額		6	8	0	0	0	0						
					課税標準額		6	9	0	0	0	0	0					
第 7 条 第 2 附 項 5 9 則		市街化区域農地としての評価額				7	0	0			0							
		徴収猶予分に相当する課税標準額				7	1	0			0							
第 8 条 第 2 附 項 5 9 則		市街化区域農地としての評価額				7	2	0			0							
		徴収猶予分に相当する課税標準額				7	3	0			0							
第 1 条 第 6 附 項 5 9 則		市街化区域農地としての評価額				7	4	0			0							
		減額分に相当する課税標準額				7	5	0			0							
第 1 条 第 7 附 項 5 9 則		市街化区域農地としての評価額				7	6	0			0							
		減額分に相当する課税標準額				7	7	0			0							

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分		特 例 率	行 番 号		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
					宅 地 等		農 地	土 地 計	家 屋	課 税 標 準 (A)	
					宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)	
					(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
る及と税条法 特びな免第附 例家つ除4則 措屋た区項第 置に土域へ5 係地外課5	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9		12	22	32	42	52	62	64
			7	8	0			0			
置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条 例屋土外税第 措に地と免6第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	9	0			0			
置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条 例屋土外税第 措に地と免8第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	0	0			0			
特用る大項5法 例地被災へ6附 措に災災東条則 置係住に日第 る宅よ本1第	減額分に相当する課税標準額		8	1	0			0			
例地代に日15法 措に替よ本06附 置係住る大項条則 る宅被災へ 特用災災東第第	減額分に相当する課税標準額		8	2	0			0			
置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項条則 例屋被災へ 措に災災東第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	3	0						
		1/3 減額	8	4	0						

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
4	3	2	0	5	9	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分		特 例 率	行 番 号		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
					宅 地 等		農 地	土 地 計	家 屋	課 税 標 準 (A)	
					宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)	
					(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
措置に城へ条法 置用係内居第附 地の住住第 の代宅困第 特替用難第 例住地区項第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9	8 5 0	12	22	32	42	52	62	64
			8	6 0				0			65
のに困第法 特係難第附 例る区第 措代域項第 置替内第 家家居第 屋屋住第	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	8	6 0							
			8	7 0							

地方公共団体コード						表番号				
1	4	3	2	0	5	9	7	5	8	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 （ 個 人 ）	小 規 模 住 宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計		2 2 0	0	0	0	0
地 （ 法 人 ）	小 規 模 住 宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	2 3 0					
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計		4 4 0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 5 8 9

第59表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地	一 般 住 宅 用 地（個人）	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12	24	39	54 69 80
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0				
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0				
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0				
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0				
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0				
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0				
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0				
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0				
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0				
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0				
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0				
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0				
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0				
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0				
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0				
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0				
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0				
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0				
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0				
		負担水準0.05未満	6 5 0				
		計	6 6 0	0	0	0	0
	一 般 住 宅 用 地（法人）	負担水準1.0以上	6 7 0				
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0				
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0				
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0				
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0				
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0				
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0				
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0				
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0				
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0				
		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0				
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0				
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0				
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0				
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0				
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0				
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0				
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0				
		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0				
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0				
		負担水準0.05未満	8 7 0				
		計	8 8 0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号					
1	4	3	2	0	5	9	7	6	8	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地	商業地等（非住宅用地・個人）	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
		負担水準0.05未満	1 5 0					
		計	1 6 0	0	0	は 0	ひ 0	0
	商業地等（非住宅用地・法人）	負担水準0.7超	1 7 0					
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
		負担水準0.05未満	3 1 0					
		計	3 2 0	0	0	ふ 0	ほ 0	0
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地（再掲）			3 3 0					

地方公共団体コード						表番号				
1	4	3	2	0	5	9	7	6	0	8

第60表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 ） 0 ・ 6 （ 非 住 宅 用 地 ・ 法 人 ）	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 ）	負担水準0.70	9 3 4 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0					
		負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0					
		負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0					
		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0					
		負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0					
		負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0					
		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0					
		負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0					
		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0					
		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0					
		負担水準0.60	4 5 0					
		計	4 6 0	0	0	0	0	0
	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 法 人 ）	負担水準0.70	4 7 0					
		負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0					
		負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0					
		負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0					
		負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0					
		負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0					
		負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0					
		負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0					
		負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0					
		負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0					
		負担水準0.60超0.61未満	5 7 0					
		負担水準0.60	5 8 0					
		計	5 9 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号					
1	4	3	2	0	5	9	7	6	8	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 6 0 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80 0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0	0	0	0	0	0
	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	6 2 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	計	6 5 0	0	ま 0	み 0	む 0	め 0
そ の 他	宅 地 比 準 土 地 (個 人)						
	負担水準0.7超	6 6 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	7 7 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0					
	負担水準0.05未満	8 0 0					
	計	8 1 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号		
4	3	2	0	5	9	7	6
						1	8

第61表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			(1) 行 番 号	(2) 納 税 義 務 者 (人)	(3) 地 積 (千㎡)	(4) 決 定 価 格 (千円)	(5) 課 税 標 準 額 (千円)	(6) 筆 数 (筆)
そ の 他	宅 地 比 準 土 地 （ 法 人 ）	負担水準0.7超	9010	12	24	39	54	6980
		負担水準0.65以上0.7以下	020					
		負担水準0.6以上0.65未満	030					
		負担水準0.55以上0.6未満	040					
		負担水準0.5以上0.55未満	050					
		負担水準0.45以上0.5未満	060					
		負担水準0.4以上0.45未満	070					
		負担水準0.35以上0.4未満	080					
		負担水準0.3以上0.35未満	090					
		負担水準0.25以上0.3未満	100					
		負担水準0.2以上0.25未満	110					
		負担水準0.15以上0.2未満	120					
		負担水準0.1以上0.15未満	130					
		負担水準0.05以上0.1未満	140					
		負担水準0.05未満	150					
		計	160	0	0	0	0	0
	宅 地 外 比 準 土 地	負担水準1.0以上	170					
		負担水準0.95以上1.0未満	180					
		負担水準0.9以上0.95未満	190					
		負担水準0.85以上0.9未満	200					
		負担水準0.8以上0.85未満	210					
		負担水準0.75以上0.8未満	220					
		負担水準0.7以上0.75未満	230					
		負担水準0.65以上0.7未満	240					
		負担水準0.6以上0.65未満	250					
		負担水準0.55以上0.6未満	260					
		負担水準0.5以上0.55未満	270					
		負担水準0.45以上0.5未満	280					
		負担水準0.4以上0.45未満	290					
		負担水準0.35以上0.4未満	300					
		負担水準0.3以上0.35未満	310					
		負担水準0.25以上0.3未満	320					
		負担水準0.2以上0.25未満	330					
		負担水準0.15以上0.2未満	340					
		負担水準0.1以上0.15未満	350					
		負担水準0.05以上0.1未満	360					
		負担水準0.05未満	370					
		計	380	0	0	0	0	0
合 計		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	390	0	0	0	0	0
		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	400	0	0	0	0	0
		住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上 上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	410	0	0	0	0	0
		負担水準0.2未満	430	0	0	0	0	0
		計	440	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
4	3	2	0	5	9	7	6
						1	8

第61表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	熊本県
市町村名	水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
そ の 他 （ 負 担 水 準 0 ・ 6 ） （ 法 人 ）	宅 地 比 準 土 地 （ 個 人 ）	負担水準0.70	9450	12	24	39	54	6980
		負担水準0.69以上0.70未満	460					
		負担水準0.68以上0.69未満	470					
		負担水準0.67以上0.68未満	480					
		負担水準0.66以上0.67未満	490					
		負担水準0.65以上0.66未満	500					
		負担水準0.64以上0.65未満	510					
		負担水準0.63以上0.64未満	520					
		負担水準0.62以上0.63未満	530					
		負担水準0.61以上0.62未満	540					
		負担水準0.60超0.61未満	550					
		負担水準0.60	560					
		計	570	0	0	0	0	0
	宅 地 比 準 土 地 （ 法 人 ）	負担水準0.70	580					
		負担水準0.69以上0.70未満	590					
		負担水準0.68以上0.69未満	600					
		負担水準0.67以上0.68未満	610					
		負担水準0.66以上0.67未満	620					
		負担水準0.65以上0.66未満	630					
		負担水準0.64以上0.65未満	640					
		負担水準0.63以上0.64未満	650					
		負担水準0.62以上0.63未満	660					
		負担水準0.61以上0.62未満	670					
		負担水準0.60超0.61未満	680					
		負担水準0.60	690					
		計	700	0	0	0	0	0

第61表450行から第61表500行は第60表670行の、第61表510行から第61表560行は第60表680行の、第61表580行から第61表630行は第61表020行の、第61表640行から第61表690行は第61表030行の内数として記載すること（納税義務者数は一致しないことがある）。

地方公共団体コード					表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7
							6
							2

第62表 農地の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
一 般 市 街 化 区 域 農 地	本則による（価格の3分の2）課税がなされたもの		9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	上 記 以 外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
	計		2 2 0	ゆ 0	よ 0	ろ 0	り 0	る 0
介 在 農 地	本則による課税がなされたもの		2 3 0					
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	上 記 以 外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
	計		4 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	7 6 2

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
一般農地	本則による課税がなされたもの		9 4 5 0	12	24	39	54	69 80
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0				
			負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0				
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0				
			負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0				
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0				
			負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0				
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0				
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0				
	負担水準0.05未満		6 5 0					
	計		6 6 0	0	0	0	0	
合計	本則による課税がなされたもの		6 7 0	0	0	0	0	
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	0	0
			負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0
			負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0
			負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0
			負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0	0
			負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0
			負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	0
			負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0	0
			負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0
	負担水準0.05未満		8 7 0	0	0	0	0	
	計		8 8 0	0	0	0	0	

地方公共団体コード						表番号	
1	4	3	2	0	5	9	789

令和5年度 市町村交付金の交付金額等に関する調

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)					
区 分			行 番 号		国 有 資 産												
					台 帳 価 格 (通 知 価 格)						償 却 資 産 価 格 (C) (千円)		行 番 号		価 格 計 (D) (A)+(B)+(C) (千円)		
					土 地			家 屋									
					件 数	数 量 (㎡)	価 格 (A) (千円)	件 数	数 量 (㎡)	価 格 (B) (千円)							
貸 付 資 産	法第4条第1項の特例の適用があるもの	1／6の適用があるもの	9 0	1 1	0 0	12 5	18 3,559	30 63,274	40 /	46 /	56 /	66 /	75 /	9 0	1 1	1 1	23 63,274
		1／3の適用があるもの	0 0	2 2	0 0	1 1	140 1,709	/	/	/	/	0 0	2 2	1 1	1,709		
		2／5の適用があるもの	0 0	3 3	0 0	/	/	/	5 1,799	58,208	/	0 0	3 3	1 1	58,208		
	上 記 以 外 の も の		0 0	4 4	0 0	/	/	/	/	587	0 0	4 4	1 1	587			
	計		0 0	5 5	0 0	6 6	3,699	64,983	5 5	1,799	58,208	587	0 0	5 5	1 1	123,778	
空 す 港 の 固 定 に 資 供 産	法第4条第1項の特例の適用があるもの	1／6の適用があるもの	0 0	6 6	0 0	/	/	/	/	/	/	/	0 0	6 6	1 1	0	
		1／3の適用があるもの	0 0	7 7	0 0	/	/	/	/	/	/	/	0 0	7 7	1 1	0	
		2／5の適用があるもの	0 0	8 8	0 0	/	/	/	/	/	/	/	0 0	8 8	1 1	0	
	上記以外のもの		0 0	9 9	0 0	/	/	/	/	/	/	/	0 0	9 9	1 1	0	
	計		1 1	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	1 1	0 0	1 1	0	
国 有 林 野 に 係 る 土 地			1 1	1 1	0 0	1 1	17,043,072	178,697	/	/	/	/	/	1 1	1 1	1 1	178,697
発は供 電送す 所電る ・施 変設 電の 所 用 資 又 に 産	発電所の用に供する固定資産	地方公営企業に係るもの	1 1	2 2	0 0	/	/	/	/	/	/	/	1 1	2 2	1 1	/	
		特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1 1	3 3	0 0	/	/	/	/	/	/	/	1 1	3 3	1 1	0	
	変電所又は送電施設の用に供する固定資産		1 1	4 4	0 0	/	/	/	/	/	/	/	1 1	4 4	1 1	0	
	計		1 1	5 5	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	1 1	5 5	1 1	0	
水 道 に 供 す る 施 設 等 の 資 用 産	地に 方 公 営 企 業 の 固 定 資 産	ダム以外のものの用に供する土地	1 1	6 6	0 0	/	/	/	/	/	/	/	1 1	6 6	1 1	/	
		ダムの用に供する固定資産	1／2の適用があるもの	1 1	7 7	0 0	/	/	/	/	/	/	/	1 1	7 7	1 1	/
			3／4の適用があるもの	1 1	8 8	0 0	/	/	/	/	/	/	/	1 1	8 8	1 1	/
			特例率の適用がないもの	1 1	9 9	0 0	/	/	/	/	/	/	/	1 1	9 9	1 1	/
	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1／2の適用があるもの	2 2	0 0	0 0	/	/	/	/	/	/	/	2 2	0 0	1 1	0	
		3／4の適用があるもの	2 2	1 1	0 0	/	/	/	/	/	/	/	2 2	1 1	1 1	0	
		特例率の適用がないもの	2 2	2 2	0 0	/	/	/	/	/	/	/	2 2	2 2	1 1	0	
		計		2 2	3 3	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	2 2	3 3	1 1	0
石 油 備 蓄 施 設 の 用 に 供 す る 固 定 資 産			2 2	4 4	0 0	/	/	/	/	/	/	2 2	4 4	1 1	0		
合 計			2 2	5 5	0 0	7 7	17,046,771	243,680	5 5	1,799	58,208	587	2 2	5 5	1 1	302,475	

地方公共団体コード						表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7	8
4							8	9

令和5年度 市町村交付金の交付金額等に関する調（つづき）

都道府県名 熊本県

市町村名 水俣市

			(9)			(10)			(11)			(12)			(13)			(14)			(15)			(16)			
区 分			行 番 号			公 有 資 産												行 番 号			価 格 計 (D) (A)+(B)+(C) (千円)						
						台 帳 価 格 (通 知 価 格)																					
						土 地			家 屋			償 却 資 産															
			件 数			数 量 (㎡)			価 格 (A) (千円)			件 数			数 量 (㎡)			価 格 (B) (千円)			償 却 資 産 価 格 (C) (千円)						
貸付資産	法第4条第1項の特例の適用があるもの	1／6の適用があるもの	9	0	1	2	12	9	18	16,941	30	187,862	40		46		56		66		75	9	0	1	3	12	187,862
		1／3の適用があるもの	0	2	2	2	238	4,728														0	2	3	4,728		
		2／5の適用があるもの	0	3	2																	0	3	3	377,760		
	上記以外のもの		0	4	2	3	73,416	478,543	1	1,300	24,020										0	4	3	502,563			
	計		0	5	2	14	90,595	671,133	9	7,704	401,780	0										0	5	3	1,072,913		
空する港の固定に資産	法第4条第1項の特例の適用があるもの	1／6の適用があるもの	0	6	2																0	6	3	0			
		1／3の適用があるもの	0	7	2																0	7	3	0			
		2／5の適用があるもの	0	8	2																0	8	3	0			
	上記以外のもの		0	9	2																0	9	3	0			
	計		1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0										
国 有 林 野 に 係 る 土 地			1	1	2																1	1	3				
発は供電送す所電・施設変電の所用資産	発電所の用に供する固定資産	地方公営企業に係るもの	1	2	2																1	2	3	0			
		特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1	3	2																1	3	3	0			
		変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1	4	2																1	4	3	0			
	計		1	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	0										
	水に道供する施設等固定資産	地方公営企業のもの	ダム以外のものの用に供する土地	1	6	2																1	6	3	0		
ダムの用に供する固定資産			1／2の適用があるもの	1	7	2																1	7	3	0		
			3／4の適用があるもの	1	8	2																1	8	3	0		
			特例率の適用がないもの	1	9	2																1	9	3	0		
特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの		1／2の適用があるもの	2	0	2																2	0	3	0			
		3／4の適用があるもの	2	1	2																2	1	3	0			
		特例率の適用がないもの	2	2	2																2	2	3	0			
		計		2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3	0									
石油 備 蓄 施 設 の 用 に 供 す る 固 定 資 産			2	4	2															2	4	3					
合 計			2	5	2	14	90,595	671,133	9	7,704	401,780	0	2	5	3	1,072,913											

地方公共団体コード						表番号		
1	4	3	2	0	5	9	7	8
							9	

令和5年度 市町村交付金の交付金額等に関する調 (つづき)

都道府県名

熊本県

市町村名

水俣市

区 分			行 番 号			(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	増 減 額 (C) - (D) (円)
						国 有 資 産	公 有 資 産	交 付 金 額 計	前年度の交付金額			
						算定標準額 (千円)	交付金額 (円) (A) 〔注：百円未満の端数は生 じないものであること〕	算定標準額 (千円)	交付金額 (円) (B) 〔注：百円未満の端数は生 じないものであること〕	(A) + (B) (円) (C) 〔注：百円未満の端数は生 じないものであること〕	(D) (円) 〔注：百円未満の端数は生 じないものであること〕	
貸付資産	法第4条第1項の特例の適用があるもの	1／6の適用があるもの	9014	1210,546	22147,600	3431,310	44438,300	56585,900	68597,400	79△ 11,500		
		1／3の適用があるもの	024	570	7,900	1,576	22,000	29,900	29,300	600		
		2／5の適用があるもの	034	23,283	325,900	151,104	2,115,400	2,441,300	2,526,500	△ 85,200		
	上記以外のもの		044	587	8,200	502,563	7,035,800	7,044,000	6,729,500	314,500		
	計		054	34,986	489,600	686,553	9,611,500	10,101,100	9,882,700	218,400		
空する港の固定に資産 供産	法第4条第1項の特例の適用があるもの	1／6の適用があるもの	064					0		0		
		1／3の適用があるもの	074					0		0		
		2／5の適用があるもの	084					0		0		
	上記以外のもの		094					0		0		
	計		104	0	0	0	0	0	0	0		
国有林野に係る土地			114	178,697	2,501,700			2,501,700	2,513,400	△ 11,700		
発電所・変電所の固定 資産に 供する 固定 資産	発電所の用に供 する固定資産	地方公営企業に係るもの	124					0		0		
		特定多目的ダム法の規定の適用を 受ける多目的ダムに係るもの	134					0		0		
	変電所又は送電施設の用に供する固定資産		144					0		0		
	計		154	0	0	0	0	0	0	0		
	水道施設等の固定 資産	ダム以外のものの用に供する土地		164					0		0	
ダム の用に 供する 固定資産			1／2の適用があるもの	174					0		0	
			3／4の適用があるもの	184					0		0	
			特例率の適用がないもの	194					0		0	
特定多目的ダム 法の規定の適用 を受ける多目的 ダムに係るもの		1／2の適用があるもの	204					0		0		
		3／4の適用があるもの	214					0		0		
		特例率の適用がないもの	224					0		0		
		計		234	0	0	0	0	0	0	0	
石油備蓄施設の用に供する固定資産			244					0		0		
合 計			254	213,683	2,991,300	686,553	9,611,500	12,602,800	12,396,100	206,700		